

基本構想

第1章 総合計画策定に当たって

1. 総合計画策定の趣旨

総合計画は、その地域全体の総合的・効率的な行財政運営を図るための基本となるものであり、まちの将来像と計画の実現に向けた施策及び施策の進め方を示すものです。

三股町（以下「本町」といいます。）の総合計画は、令和2（平成32）年度を目標年次とした「第5次三股町総合計画」を平成23年3月に策定し、基本構想において「自立と協働で創る元気なまち 三股」の将来像を掲げ、町民の皆さまとともに、まちづくりを進め、現在に至っています。

その間、本町を取り巻く社会情勢や経済状況が急激に変化し、少子高齢化が著しく進行する中、解決すべき課題も複雑化・高度化・個別化しています。

また、グローバル化・情報化の一層の進展、環境保護や自然災害、未曾有の感染症などに対する安心・安全への意識向上など、社会情勢はめまぐるしく変化し、町民の価値観も多様化しています。こうした急激な変化に対応し、持続可能で自立した自治体としてのまちづくりの指針を示すため、令和3年度からの計画となる「第6次三股町総合計画」を策定するものです。





2. 総合計画の役割

総合計画は、本町における最上位計画であり、次に示すような役割をもった計画です。

① まちづくりの指針

まちの将来像をはじめ、まちづくりの方向性を示すものです。

② 行政運営の指針

総合的、計画的な行政を行うための施策を示すものです。

③ 町民と行政が協働で取り組む指針

町民や団体など多様な主体と行政が協働で行う、まちづくり活動について示すものです。

④ 国や宮崎県などの関係機関に向けた指針

計画の実現に向けた連携や町の役割を明確にし、対外的に示すものです。

3. 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」から構成されます。また、基本計画に基づく「実施計画」を策定し、具体的な事業の展開を図ります。

① 基本構想

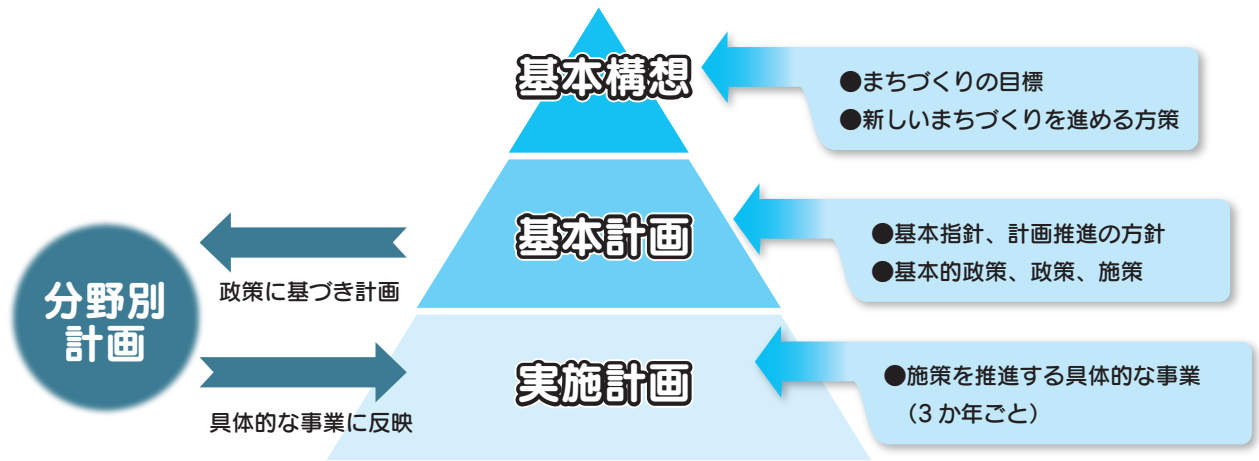
本町が目指す総合的・長期的展望に立ったまちづくりの基本理念を示すものであり、本町の将来像とこれを達成していくための施策の大綱を明らかにします。

② 基本計画

基本構想で示した施策の基本的方針を明確にするために、施策の具体的な方向づけを行うものであり、実施計画策定の基本となります。なお、この基本計画については、前期5年間で終了する時点で、後期5年間に向けての見直しを実施するものとします。

③ 実施計画

基本計画で示された施策を実施するため、具体的事業、財政的措置、実施年次等を明らかにします。なお、計画期間は3年間とし、毎年見直すローリング方式とします。



年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本構想	← 基本構想10年 →									
基本計画	← 令和3年度～令和7年度 前期基本計画 (5年) →					← 令和8年度～令和12年度 後期基本計画 (5年) →				
実施計画	← 実施計画期間は3年、毎年見直すローリング方式 →			← 実施計画期間は3年、毎年見直すローリング方式 →			← 実施計画期間は3年、毎年見直すローリング方式 →			

第2章 総合計画策定の背景

1. 踏まえるべき時代の潮流

本町が都城北諸県地域で、自立した自治体として成長を続けるためには、刻々と変化する社会情勢を的確に見極めつつ、地域特性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

また、社会の成熟に伴って町民のニーズもますます多様化、高度化しています。

本町のこれからのまちづくりにおいて、踏まえるべき主な時代の潮流は次のとおりです。

(1) 本格的な少子高齢・人口減少時代の到来と地方創生の推進

我が国では、出生率の低下や平均寿命の伸長に伴って、少子高齢化が進行しており、本格的な人口減少社会に突入しています。少子化の指標である合計特殊出生率の低下と高齢人口の割合の増加傾向が進む中で、地域全体で子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや、高齢者が元気に暮らせるやさしいまちづくりのため、子育て支援や地域医療体制の整備、高齢者の健康や生きがい対策、介護保険等や医療、福祉部門における重点施策の展開が強く求められています。

本町の総人口は平成27（2015）年時点で増加傾向にありますが、高齢人口比率は上昇しており、少子高齢化は今後も進行することが予想されることから、将来的な人口減少を克服しつつ、将来にわたっての成長力を確保し「活力ある社会」を維持することを目的に策定した、「第2期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略¹」に掲げる目標を着実に実施し、地方における安定した雇用の創出や本町への人口の流入など、時代にあった地域をつくり、安心した暮らしを守ることが求められています。

(2) 地方分権と多様な主体との協働によるまちづくりの推進

地方分権は、町民に身近な行政の権限や財源をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取組です。そのためには、「自己決定・自己責任」の原則のもと、地域の実情やニーズに応じた個性的で特色のあるまちづくりや、安定した行政サービスが提供できる体制づくり、権限移譲に対応できる人材の育成や確保が求められています。

国から地方自治体への分権が進む中、本町においても、様々な地域課題の解決に向けて、町行政だけではなく、多様な主体との協働・連携によるまちづくりを進めるとともに、自治体間の連携などの広域行政を推進することが重要となります。

1 第2期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略：令和2年3月策定。

(3) 大規模災害への対策

近年、我が国では、東日本大震災や火山の噴火（桜島、新燃岳等）の災害、熊本県を中心に九州や中部地方など、日本各地で発生した集中豪雨による川の氾濫などが起こり、このような地震をはじめとする自然災害のほかにも、凶悪な事件の発生や食品の安全性に対する信頼の低下等により、これまで以上に人々の安心・安全な社会への意識が高まりをみせています。

大規模災害が発生した際、地方公共団体として、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方で、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務の遂行責任も負っています。しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により、災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられました。

このような非常事態であっても、町民の生命財産を守りつつ、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、本町においても業務の継続が確保できる体制づくりが必要です。

(4) 低炭素・循環型社会の推進

人間の諸活動に伴うエネルギー消費の増大等により、地球的な規模での様々な環境問題が引き起こされています。地球温暖化の進行、資源エネルギーの大量消費など、地球環境問題の多くは国境を越えて深刻化しており、経済産業活動から、町民生活に至るまで、あらゆる分野での対応が不可欠となっています。

また、東日本大震災や原発事故災害の甚大な被災経験を教訓とし、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの活用意義についての理解も深まっています。


地球環境問題は、できるだけ早く解決すべき地球規模の問題であり、同時に町民の生活に直結する身近なテーマでもあることから、本町においても豊かな自然環境を守り、次代に継承していくとともに、地球環境を保全する観点から、町民、事業者、行政等がそれぞれの役割を発揮し、自然環境への負荷を極力抑え地球温暖化防止に努め、低炭素・循環型社会の実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

(5) 高度情報化・科学技術の進展

インターネットをはじめとするネットワークの拡大やスマートフォンの急速な普及等、情報通信技術の飛躍的な進歩は、現代社会のあらゆる分野に大きな変革をもたらしています。また、あらゆるモノをインターネットにつなげるIoT（Internet of Things）や人工知能（AI）、ロボット、ビッグデータの活用といった科学技術の革新が、これまでにない規模で進展しています。

国においても、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り込んで、様々な課題を解決する社会「Society5.0²」の実現を目指しており、農作業の自動化や予防検診・ロボット介護、

2 society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会であり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す概念のこと。



キャッシュレス決済やシェアリングエコノミーの活用などに向けた取組が進められています。また、政府全体のデジタル政策を取りまとめた「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月閣議決定）等により、「国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現」に向けた取組が加速することが見込まれています。

今後、少子高齢化や人口減少が進行する中、本町においても、町民との情報共有や町民サービスの向上を図るため、急速に進展する高度情報・科学技術を効果的に活用していくことが求められています。

（6）グローバル化と地域社会づくりの推進

中国やインド、ASEANをはじめとするアジア諸国では、経済成長や人口増加等が進展しています。また、グローバル化の動きが経済面のみならず、観光や文化、スポーツ、学術等様々な分野で大きく進展しており、世界の動きが直接、地域社会に影響を与えるようになっています。

今後、急速な技術の発展と、国の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、経済や人の交流はより拡大することが予想されますが、一方で、国際競争の激化による産業の低迷や経営効率化を背景とした雇用形態の多様化、賃金格差の拡大等が社会問題となっています。さらに、EPA（経済連携協定）³やTPP（環太平洋パートナーシップ協定）⁴をはじめとした自由貿易の流れは、今後も重要な意味をもってきます。

このような中、本町においても、町の経済や観光はもとより、人財面でも国際社会との交流を拡大するとともに、町の強みや資源をさらに磨き上げ、国際社会における個性ある地域づくり、産業づくりを行うことが必要です。

（7）持続可能な社会の確立—SDGsの実現

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）⁵は、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決にも貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

本町においても、多様化する町民ニーズや課題に対応するためには、選択と集中による効率的な行政運営、効果的なまちづくりが求められます。そのため、多様な地域資源や町民の力を生かしながら魅力を高めることで、町の活力につなげるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けたまちづくりを進めます。

3 EPA（経済連携協定）：2以上の国（又は地域）の間で、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば、人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定。

4 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定（EPA）。

5 SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）：略して「SDGs〈エスディーゼーズ〉」という。国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17のグローバル目標と169のターゲット（達成基準）からなる。

2. 三股町の概況

(1) 位置と地勢

本町は、宮崎県の南西部、都城盆地の東部に位置し、東は日南市に、西から北にかけては本県第二の都市である都城市に、また、北東は県都宮崎市に接しています。

面積は110.02km²であり、東西18.0km、南北12.7kmの東西に細長いハート型の地形で、町の約70%は鰐塚山系に囲まれた平均標高250mの台地から形成されています。

町の西部は、都城盆地の平野部が広がり、農地や市街地が形成されています。

また、東部は、「わにつか県立自然公園」をはじめとする豊かな自然の残る地域であり、鰐塚山に源を発生する大淀川水系の沖水川が本町の中央を西流し、その流域には扇状地が形成され田畑が広がっています。



(2) 沿革

三股の名の起源は、平安時代に成立した『延喜兵部省式』にみられる日向国の駅名の一つである水俣駅や、鎌倉時代に成立した「日向国凶田帳」の三俣院に求められます。

古来、川にちなんだ地名であることが推定され、「花と緑と水の町」に合致した町名といえるでしょう。

室町や戦国といった時代には、北郷家（都城島津家）と伊東家との都城盆地争奪戦の舞台の一つとなりました。江戸時代になり、三股地域は鹿児島島の島津氏の領域に含まれていましたが、蓼池・餅原・樺山地区は鹿児島島の島津宗家の直轄領、長田・宮村は都城島津家の領域で、その統治には各地区で温度差がありました。

現在の三股町域が形成されるきっかけは、都城地頭三島通庸の行政手腕が発揮され、明治3年9月に梶山郷と勝岡郷が合併して誕生した下三俣郷によるものです。明治22年5月1日には、宮村・樺山村・長田村・餅原村・蓼池村の5村が合併し、三股村が誕生しました。大正3年には、村全体の働きかけによって三股駅が開通し、三股は大きく発展していきました。

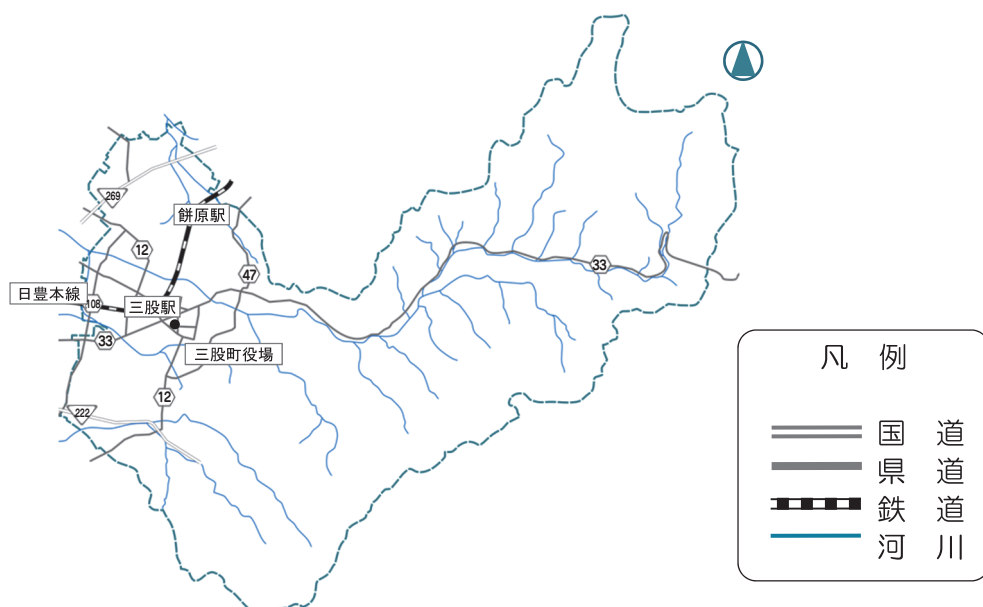
昭和23年5月3日の町制施行によって名実ともに三股町が誕生しました。平成の大合併においては、単独町制を選択し、現在に至るまで農林業や商工業などの振興を図りながら、町民参加型のまちづくりを推進しています。

(3) 交通

本町の交通網は、町内を横断する道路として、主要地方道都城北郷線があり、都城市と日南市を結んでいます。

また、町北西部を国道269号、南西部を国道222号バイパスが通っており、それらを結ぶ形で県道、町道が整備されています。

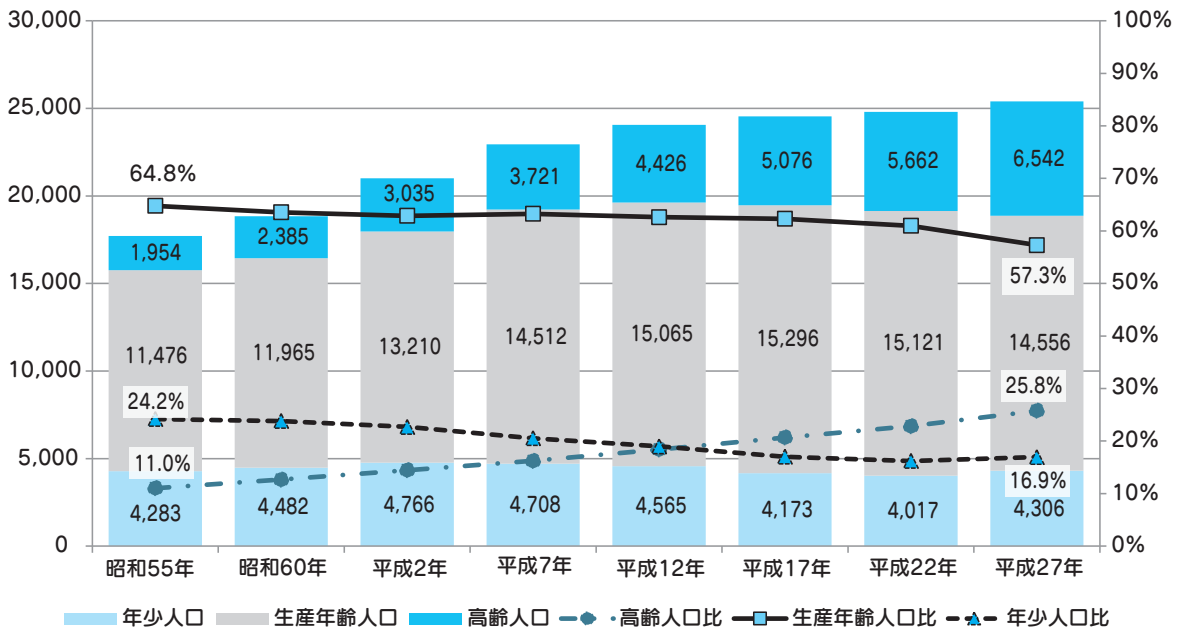
鉄道は、町北西部から西部にかけて JR 日豊本線が通っており、餅原駅、三股駅の2駅があります。



(4) 人口の推移

本町の総人口は昭和55（1980）年から平成27（2015）年まで増加傾向にあります。昭和55（1980）年から平成27（2015）年までの35年間、5年ごとの増加率は平成12（2000）年まで平均8%でした。この35年間で年齢層の構成比でみると、生産年齢人口比は、昭和55（1980）年の64.8%から57.3%へ7.5ポイント低下、年少人口比は、24.2%から16.9%へ7.3ポイント低下、高齢人口比は、11.0%から25.8%へ14.8ポイント上昇となっています。このように、本町の総人口は平成27（2015）年まで増加傾向にありますが、少子高齢化は今後も進行していくことが予想されます。

三股町 年齢3区分別人口及び割合の推移（昭和55年～平成27年）



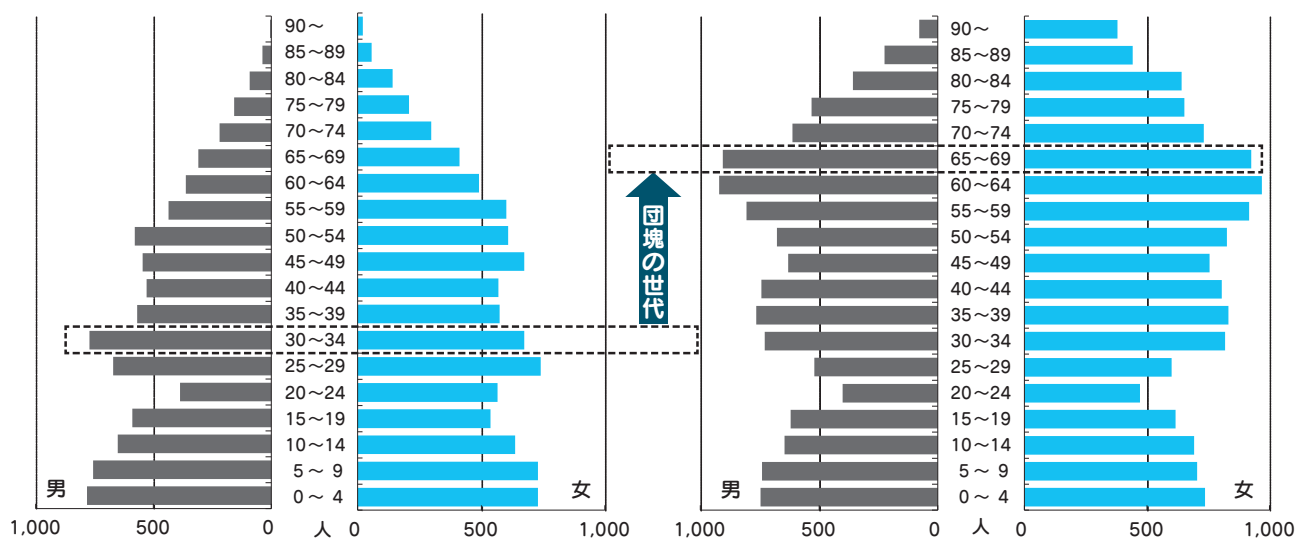
	人口（人）				構成比率（%）		
	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年少人口比	生産年齢人口比	高齢人口比
昭和55年	17,713	4,283	11,476	1,954	24.2%	64.8%	11.0%
昭和60年	18,832	4,482	11,965	2,385	23.8%	63.5%	12.7%
平成2年	21,011	4,766	13,210	3,035	22.7%	62.9%	14.4%
平成7年	22,941	4,708	14,512	3,721	20.5%	63.3%	16.2%
平成12年	24,056	4,565	15,065	4,426	19.0%	62.6%	18.4%
平成17年	24,545	4,173	15,296	5,076	17.0%	62.3%	20.7%
平成22年	24,800	4,017	15,121	5,662	16.2%	61.0%	22.8%
平成27年	25,404	4,306	14,556	6,542	16.9%	57.3%	25.8%

【国勢調査人口】

三股町 男女別・年齢別人口構成の変遷

昭和55（1980）年

平成27（2015）年

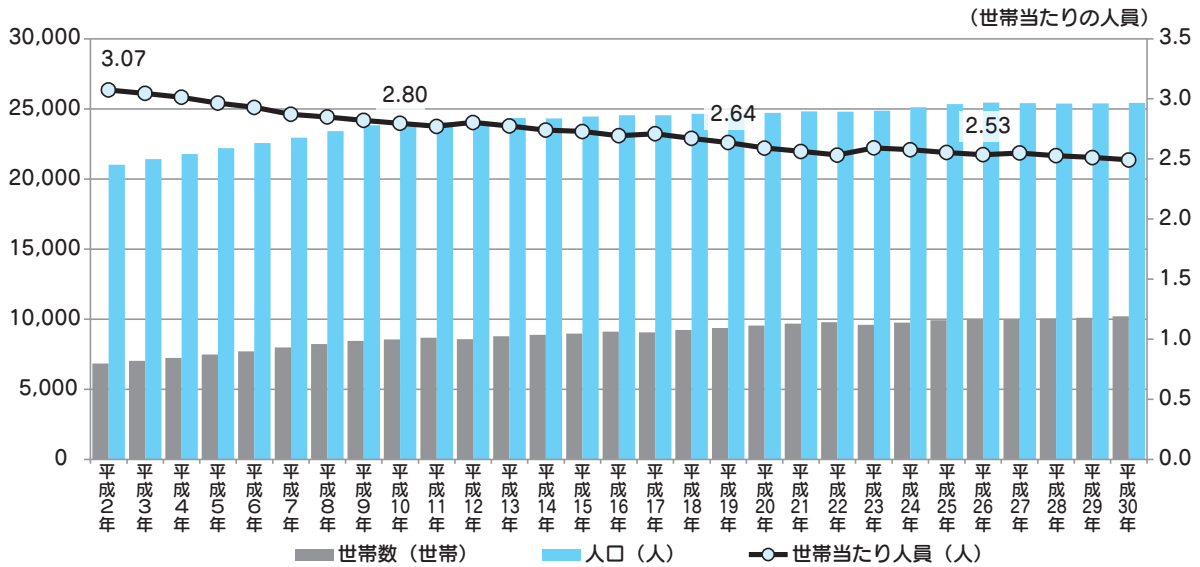


年齢	1980年 男性	1980年 女性	2015年 男性	2015年 女性
0～4	781	729	747	737
5～9	756	729	740	705
10～14	651	637	645	692
15～19	590	537	620	617
20～24	387	566	401	472
25～29	671	741	520	600
30～34	771	674	729	819
35～39	569	574	765	832
40～44	529	569	743	805
45～49	546	674	630	755
50～54	579	609	677	826
55～59	436	601	805	917
60～64	362	491	920	969
65～69	309	412	905	925
70～74	219	297	612	732
75～79	157	208	532	653
80～84	92	141	358	641
85～89	37	56	224	442
90～	5	21	78	380
総数	8,447	9,266	11,651	13,519

【国勢調査人口】

(5) 世帯数の推移

本町の世帯数は、平成2（1990）年の6,837世帯から平成30（2018）年には10,205世帯に増加しました。同じ期間に、世帯当たり人員は3.07人から2.49人に減少しており、世帯規模が次第に縮小しています。



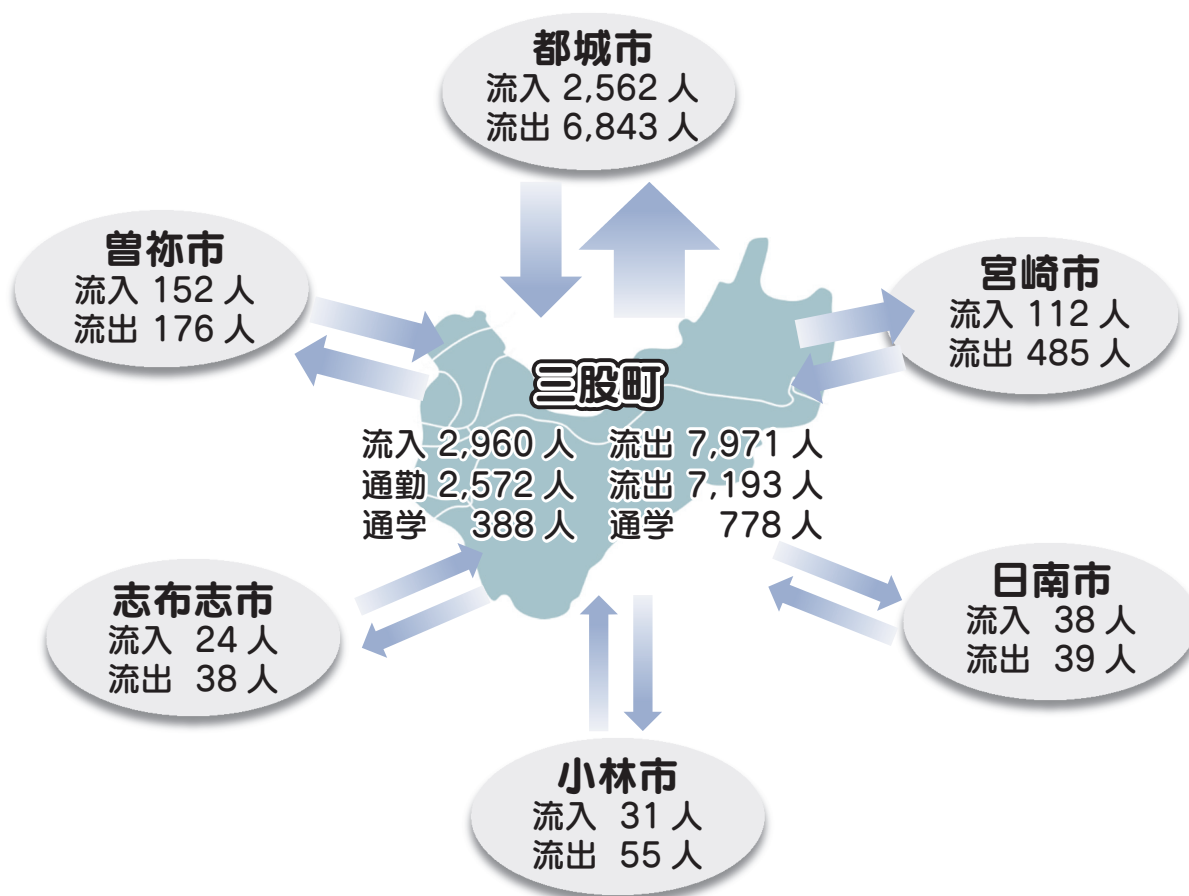
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯当たり 人員 (人)
平成2年	6,837	21,011	3.07
平成3年	7,034	21,417	3.04
平成4年	7,229	21,776	3.01
平成5年	7,487	22,192	2.96
平成6年	7,702	22,556	2.93
平成7年	7,990	22,941	2.87
平成8年	8,220	23,417	2.85
平成9年	8,450	23,834	2.82
平成10年	8,558	23,925	2.80
平成11年	8,683	24,054	2.77
平成12年	8,582	24,056	2.80
平成13年	8,778	24,351	2.77
平成14年	8,880	24,323	2.74
平成15年	8,965	24,461	2.73
平成16年	9,118	24,550	2.69
平成17年	9,061	24,545	2.71
平成18年	9,229	24,643	2.67
平成19年	9,367	24,688	2.64
平成20年	9,540	24,708	2.59
平成21年	9,689	24,823	2.56
平成22年	9,796	24,800	2.53
平成23年	9,598	24,873	2.59
平成24年	9,750	25,118	2.58
平成25年	9,924	25,340	2.55
平成26年	10,036	25,438	2.53
平成27年	9,967	25,404	2.55
平成28年	10,045	25,384	2.53
平成29年	10,107	25,387	2.51
平成30年	10,205	25,420	2.49

【住民基本台帳】

(6) 通勤・通学の流出入状況

本町の通勤・通学の流出入状況を見ると、本町に隣接し、学校や企業等が立地する都城市への流出が顕著であり、流出人口の約86%を占める6,843人となっています。

流入人口でも、都城市が第1位で流入人口全体の約87%の2,562人となっており、都城市との生活圏の一体化がうかがえます。



【平成27年国勢調査（15歳以上対象）】

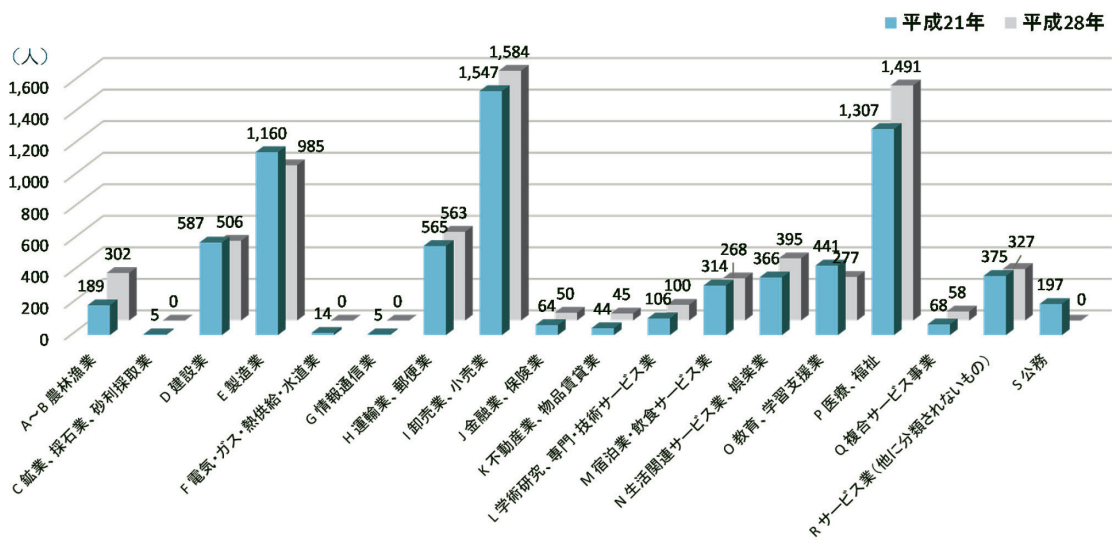
(7) 産業構造

① 就業者数

町民の就業状況の推移では、「E 製造業」、「I 卸売業、小売業」と「P 医療、福祉」が大きな雇用を生み出しており、「E 製造業」は減少傾向ですが、「I 卸売業、小売業」と「P 医療、福祉」は増加傾向となっています。

※サービス産業は、年度を追うごとに分類方法が細分化されてきているため、平成21年、平成28年で同じように比べることはできません。

三股町の産業別就業人口（15歳以上）の推移

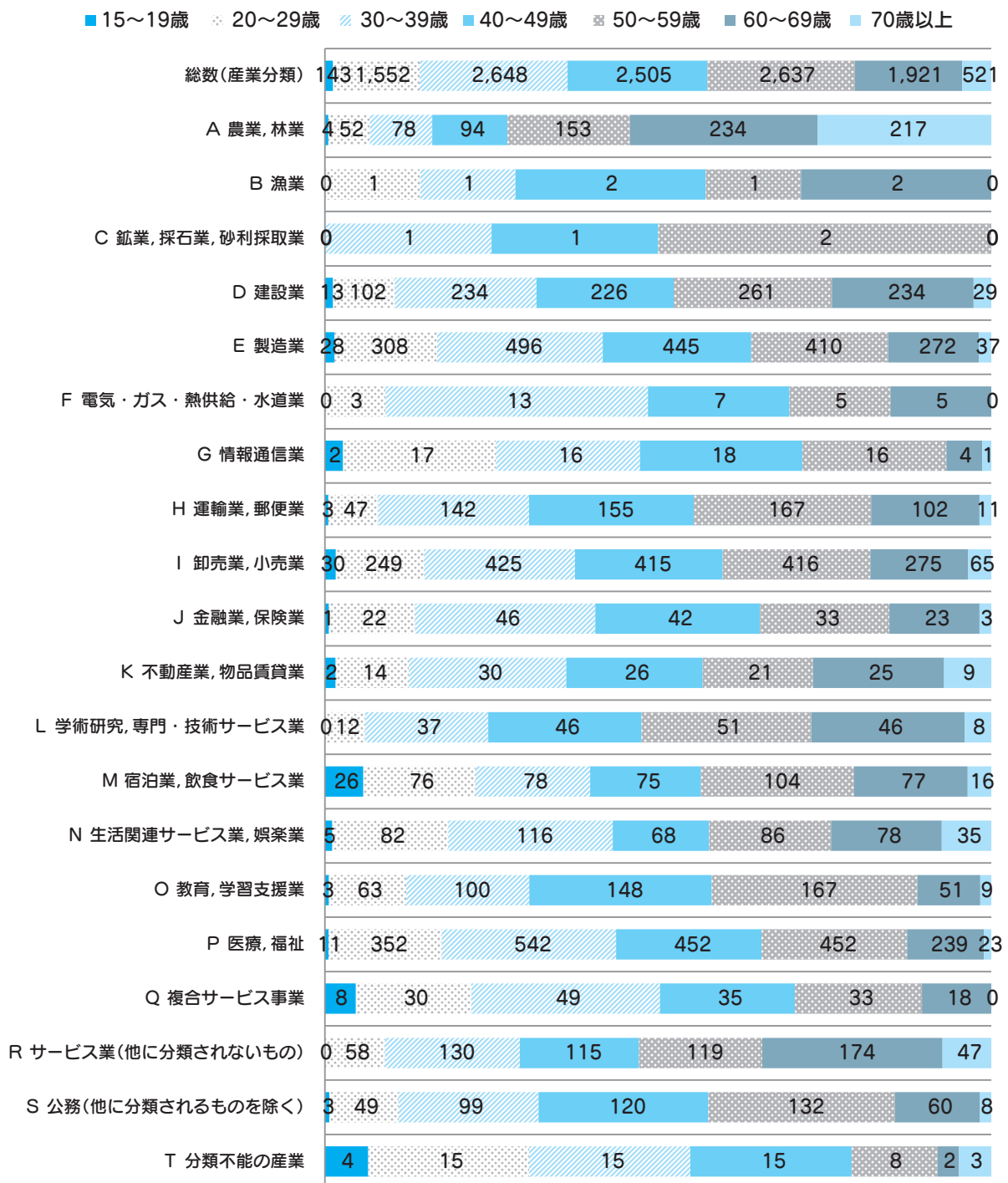


【資料：企画商工課】

平成21年は7月1日現在（「経済センサス-基礎調査」より）公務を除く
 平成28年は6月1日現在（「経済センサス-活動調査」より）公務を除く

就業者の60歳以上の比率が高いのは、「A農業，林業（約54%）」で、1次産業の高齢化が目立ちます。反面、29歳以下の比率は「G情報通信業（約26%）」、「M宿泊業，飲食サービス業（約23%）」、「Q複合サービス事業（約22%）」で高い割合を示し、若い人の雇用を吸収していることがうかがえます。

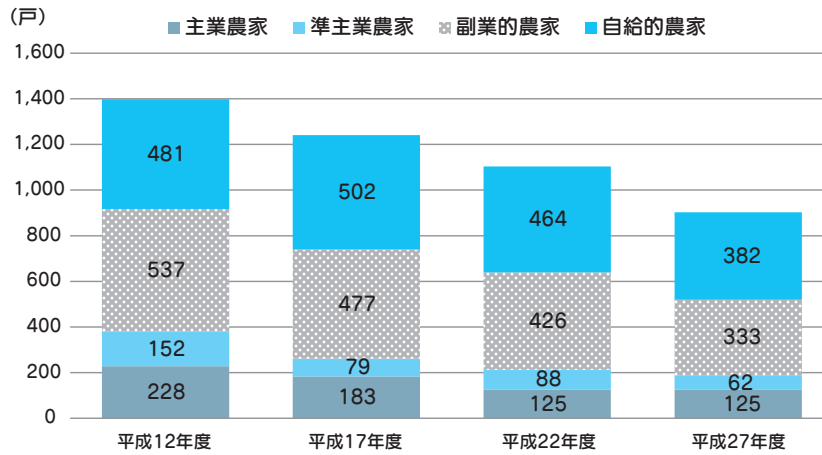
三股町の年齢階級別産業人口構成



【平成27年 国勢調査 ※グラフ内数値は人数】

② 農業

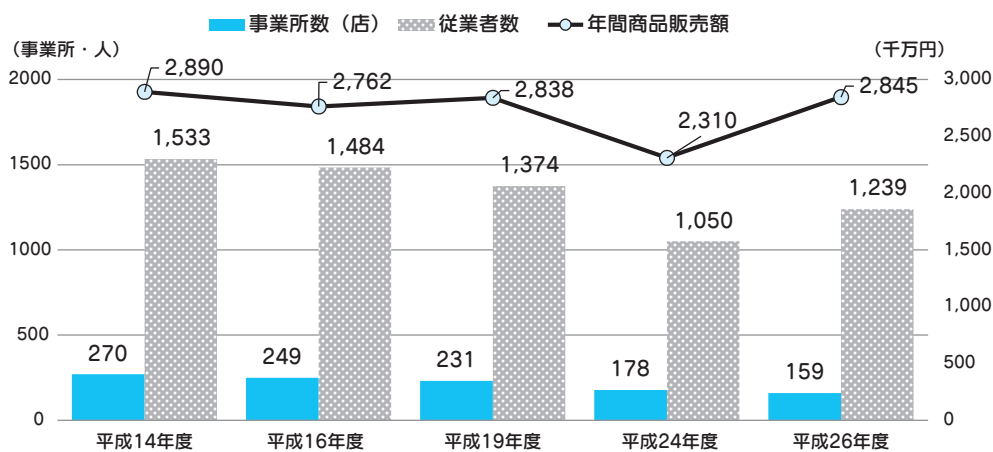
本町において、農業は基幹産業ですが、平成27（2000）年度の農林業センサス（確定値）によると、農家数は902戸となり、平成12（2015）年度に比べて496戸の減少となっています。また、主業農家の減少とともに農業従事者の高齢化や後継者不足が進み、遊休農地の拡大が進んでいます。



【各年2月1日現在 資料：企画商工課「農林業センサス」】

③ 商業

本町の商業の推移をみると、事業所数（店）は、減少傾向にあります。従業者数は平成24（2012）年度から平成26（2014）年度にかけて18%程度増加しています。年間商品販売額は平成19（2007）年度から平成24（2012）年度にかけて減少傾向でしたが、平成26（2014）年度には増加しました。また、本町西部は隣接する都城市のベッドタウン化が進み、定住人口の増加や商業施設の建設や移転が増える一方、かつて本町の中心市街地であった三股駅周辺地区から東側の地域については、既存商店街の空洞化が進み、人口の偏在化が進展しています。三股町中心市街地である五本松団地跡地を活用した再開発では、民間企業と連携し、稼ぐ機能を付加した拠点づくりによる商業振興が検討されています。

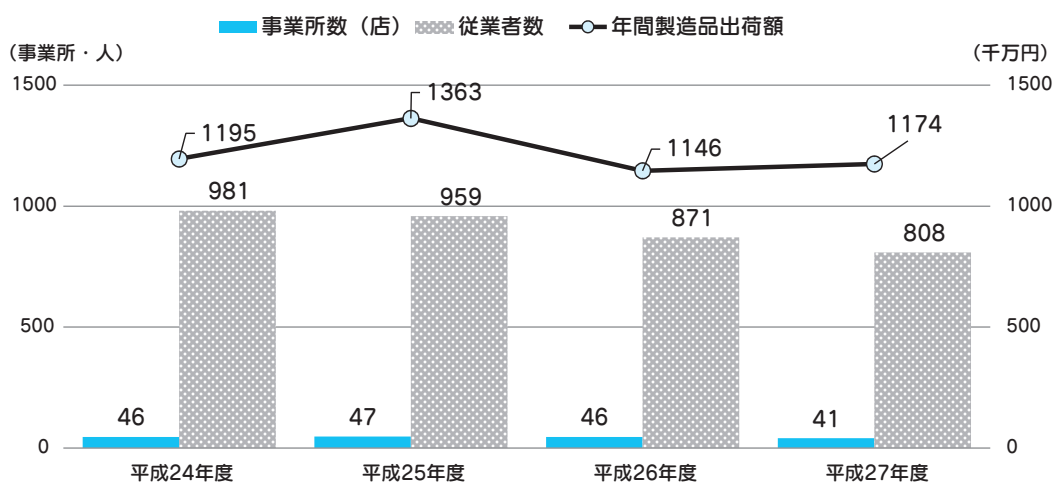


【各年7月1日現在 資料：企画商工課「商業統計調査」】

④ 製造業

本町の製造業の推移をみると、事業所数（店）、従業者数とも減少傾向にあります。

年間製造品出荷額は平成25（2013）年度に増加しましたが、平成26（2014）年度にかけて減少し、平成27（2015）年度にかけては、ほぼ横ばいとなっています。地域経済の活性化のためにも、地場産業の振興と企業誘致の推進等が求められます。



【各年12月31日現在 資料：企画商工課「工業統計調査」】

⑤ 土地利用

本町の総面積は110.02km²を有しており、その土地利用状況は、平成29（2017）年時点で農用地（田畑）が12.5%、森林・原野71.5%、宅地5.8%などとなっており、緑や自然が豊かな地理的特性をもっています。

町は、都城市のベッドタウンとして年々宅地化が進み、人口も増加していますが、都城市に隣接する区域の一部ではスプロール現象⁶がみられ、計画的に秩序ある土地利用が必要となっています。

一方、山間部等では過疎化や高齢化が進んでおり、均衡のとれた町土の発展に資する土地利用が必要となっています。

区分	農用地	森林・原野	水面・河川・水路	道路	宅地			その他	合計
					住宅用地	住宅用地以外	小計		
面積 (ha)	1,360	7,871	241	268	458	180	638	624	11,002
構成比	12.50%	71.50%	2.20%	2.40%	4.20%	1.60%	5.80%	5.60%	100%

【平成29年10月1日現在 資料：企画商工課】

6 スプロール現象：都市が中心部から郊外へ無秩序・無計画に拡大していく現象のこと。

3. 都城広域定住自立圏共生ビジョンの概要

令和3（2021）年現在、本町を含めた、都城市、鹿児島県曾於市及び志布志市の3市1町は、宮崎県と鹿児島県にまたがる面積約1,443km²、人口約27万人を有する南九州の中核をなす圏域（以下、「都城圏域」という。）を形成しています。

歴史や経済を共有し発展してきた都城圏域では、平成21（2009）年10月に各市町が「定住自立圏形成協定」を締結し、都城広域定住自立圏が形成されました。

協定は、人口定住のために必要な生活機能を確保するため、役割分担し連携していくことを明示したもので、圏域住民が誇りをもって自立・共生できる、また、圏域外からの人口流入を創出できる魅力にあふれた都城広域定住自立圏の形成を目指しています。

令和2（2020）年4月には具体的な事業をまとめた「第3次都城広域定住自立圏共生ビジョン」（令和2年度～令和6年度）が策定され、圏域内での医療の充実、地域高規格道路・都城志布志道路を活用した産業振興、教育・文化、防災・消防、移住・定住等の政策分野における各事業等に取り組むこととしています。

～ 目指すべき将来像 ～

**少子高齢・人口減少社会に対応可能な
『集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏』**

歴史的・経済的に深いつながりをもつ都城広域定住自立圏は、互いの地域資源を活用した広域的かつ広範な連携により、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応可能な『集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏』の実現を目指します。

4. 新たな町民のニーズ

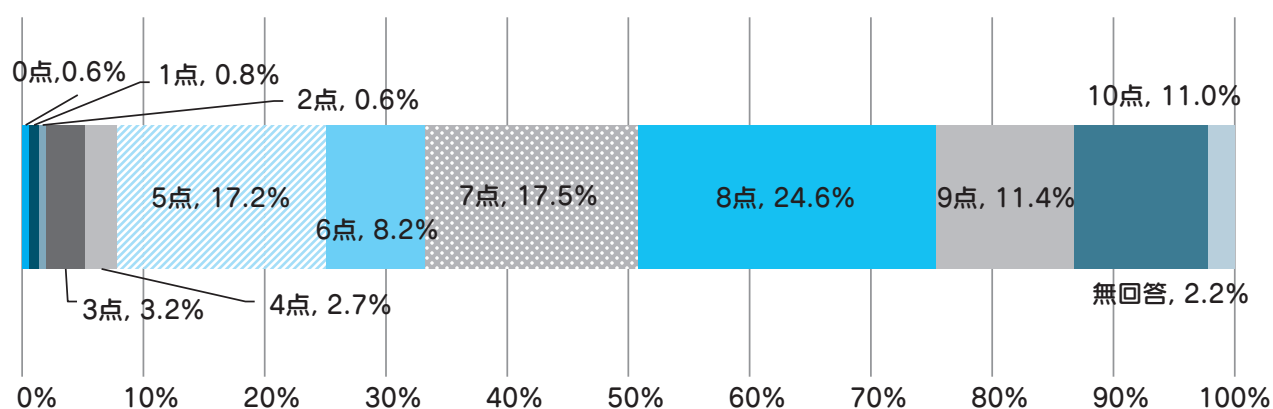
令和元（2019）年10月に、町民の町政に対する評価とこれからのまちづくりに対するニーズや意識を統計的に把握し、令和3（2021）年度からの10年間を計画期間とする「第6次三股町総合計画」の策定や、町政運営に当たっての基礎資料とするために、「第6次三股町総合計画等策定に関する町民アンケート調査」を実施しました。

（配布数2,000票、回収数634票、回収率31.7%、調査時期：令和元年10月）

以下に、調査結果の一部について概要を整理します。

（1）幸福度について

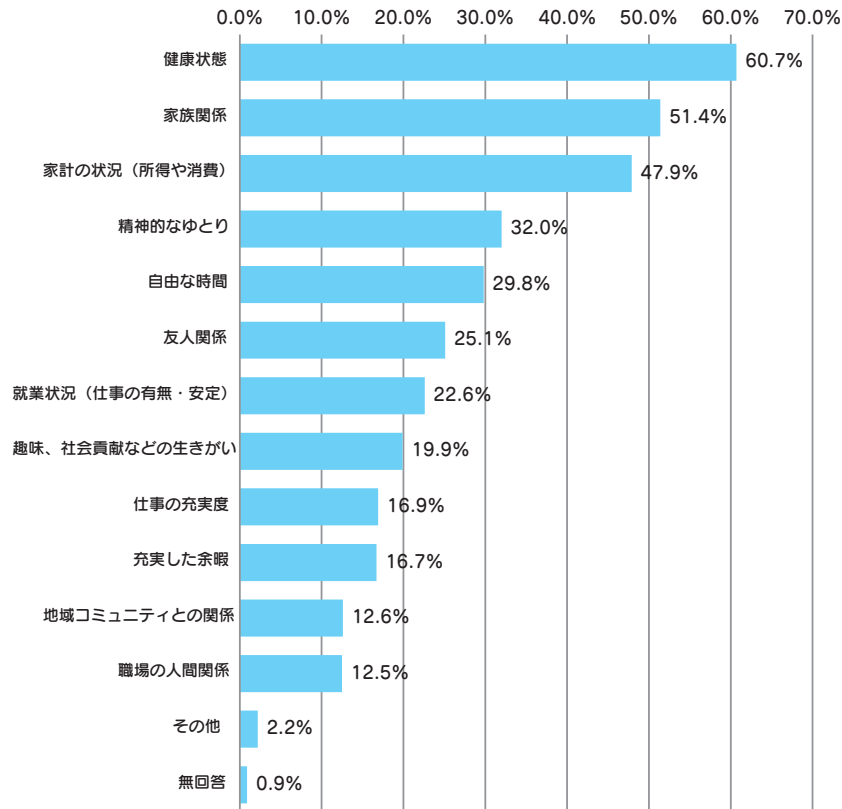
現在の幸福度については、「8点」が24.6%で最も多く、「7点」の17.5%と合わせると“7～8点”と実感している人が42.1%と4割を占めています。これに“9～10点”の22.4%を合わせた割合は64.5%となり、6割半ばの回答者が7点以上の幸福度を実感していることがうかがえます。



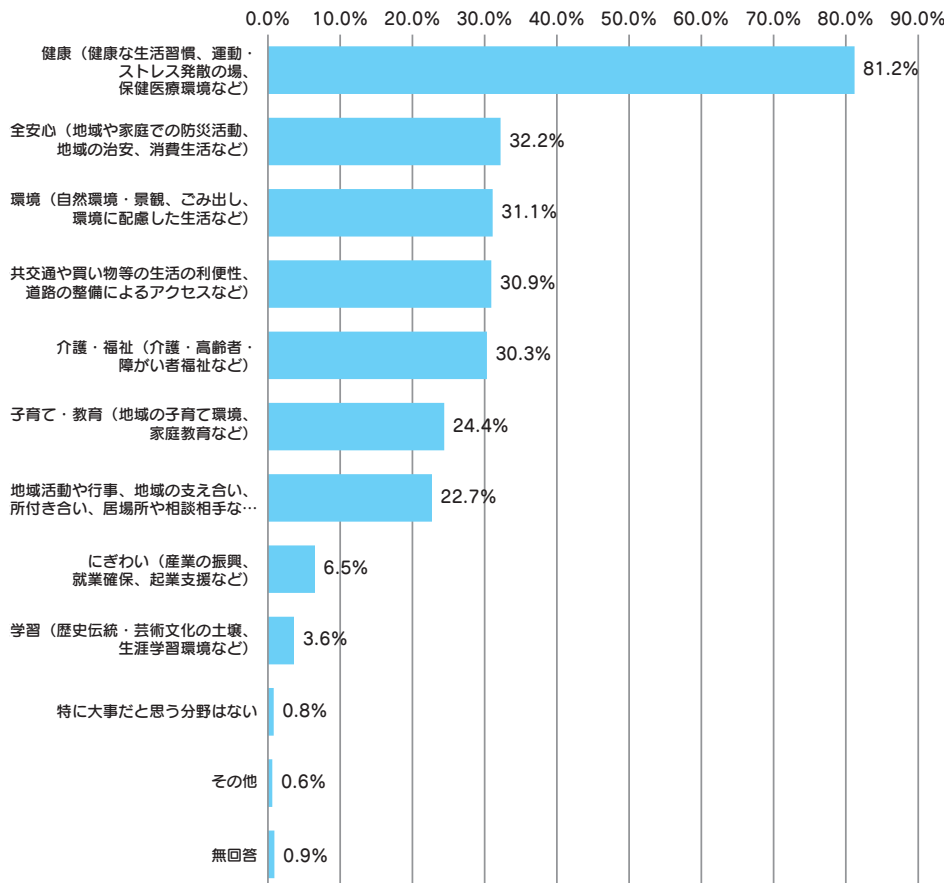
幸福度を判断する際に重視したことについては、「健康状態」が最も多く、次いで「家族関係」、「家計の状況（所得や消費）」が続いています。

特に大事だと思う分野については、「健康（健康な生活習慣、運動・ストレス発散の場、保健医療環境など）」が最も多く、次いで「安心・安全（地域や家庭での防災活動、地域の治安、消費生活など）」、「環境（自然環境・景観、ごみ出し、環境に配慮した生活など）」の回答が上位を占めています。

幸福度を判断する際に重視したこと

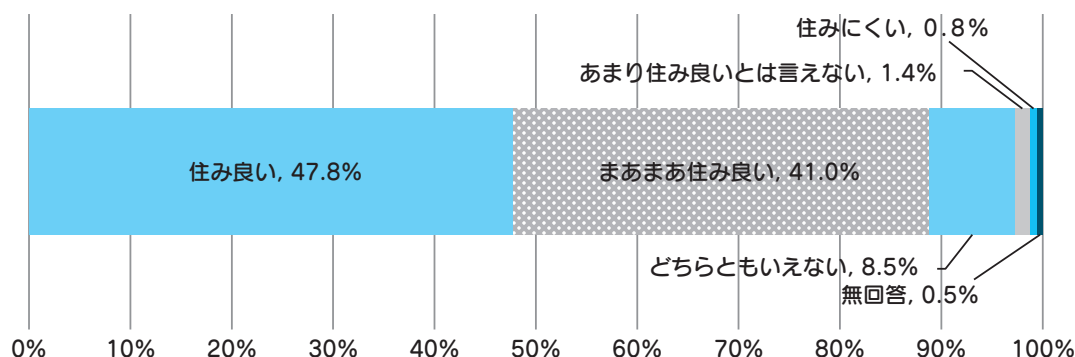


特に大事だと思う分野



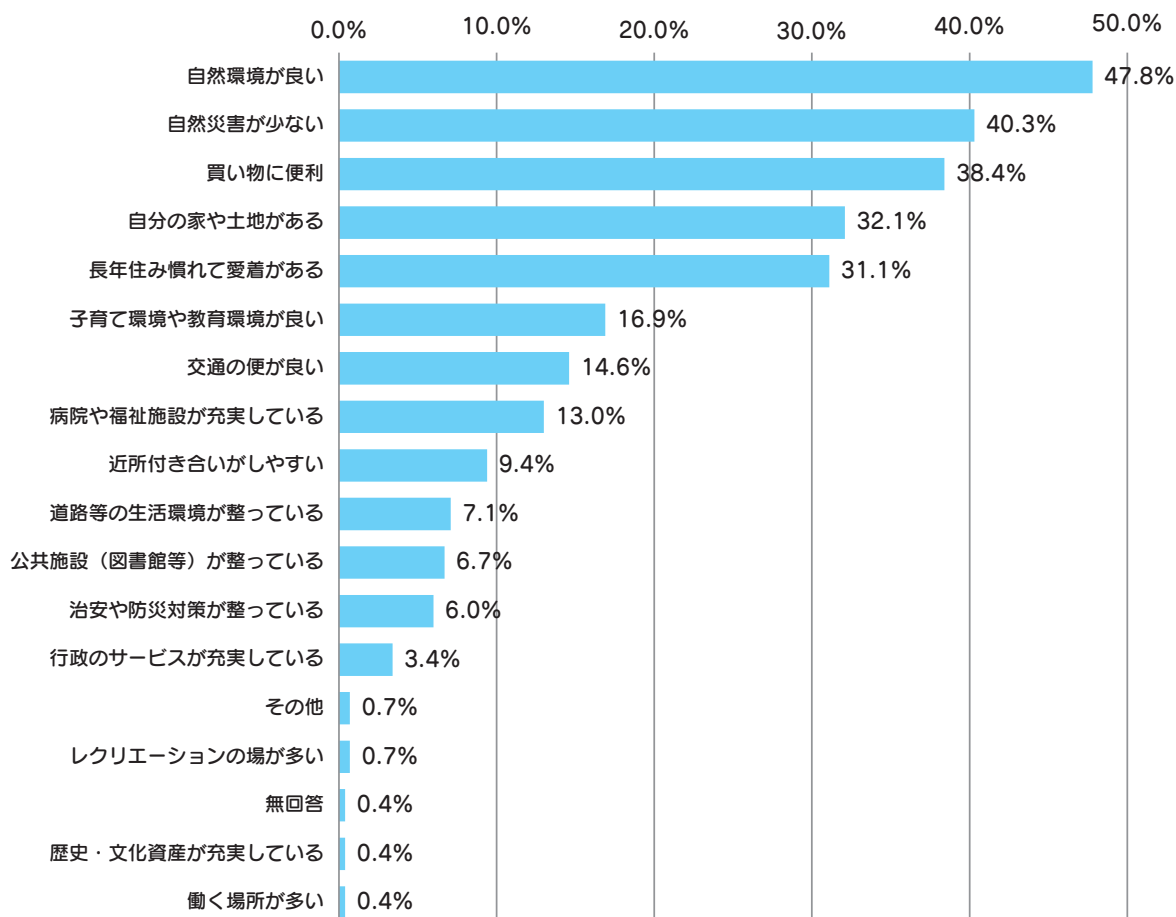
(2) 住み良さについて

本町の住み良さについては、「住み良い」が47.8%と約半数を占めており、「まあまあ住み良い」の41.0%と合わせると、“住み良い”と実感している人は、全体の88.8%を占めています。



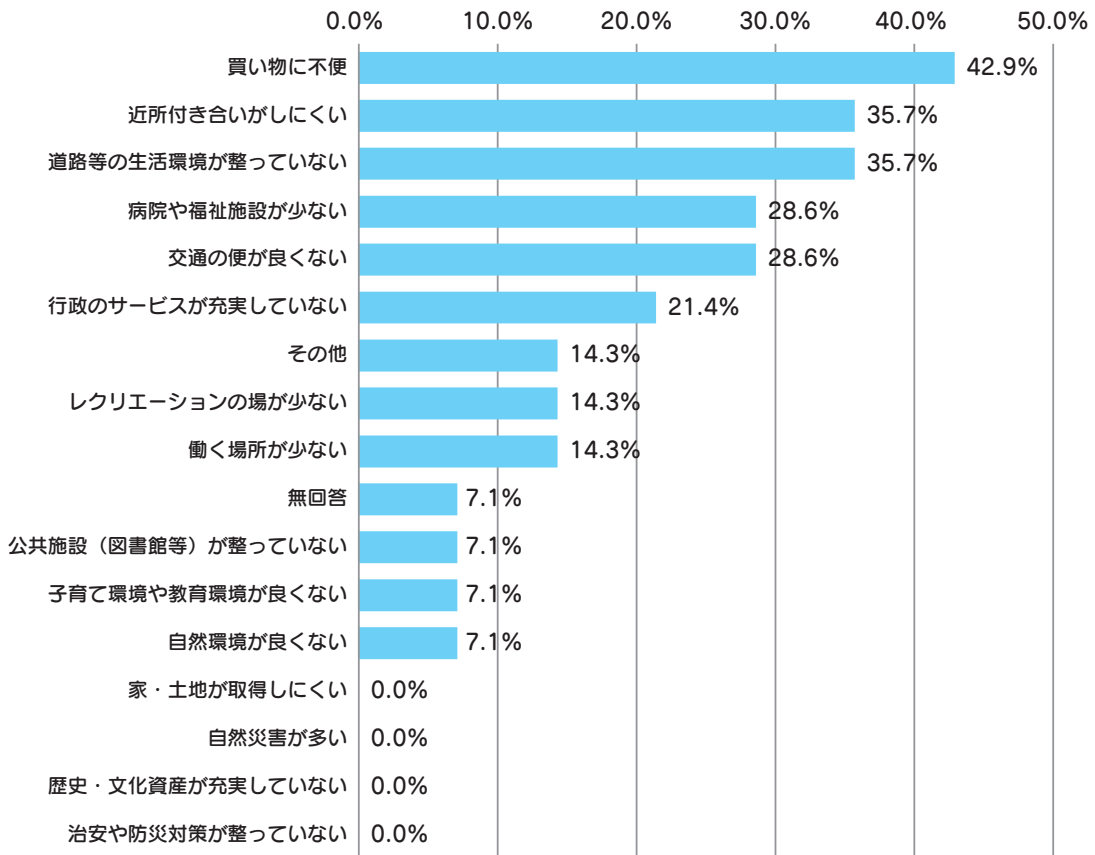
(3) 住み良いと感じる理由

「住み良い」又は「まあまあ住み良い」と回答した人に、住み良いと感じる理由を聞きました。回答者数は563人であり、「自然環境が良い」が47.8%で最も多く、次いで「自然災害が少ない」の40.3%、「買い物に便利」の38.4%が続いています。



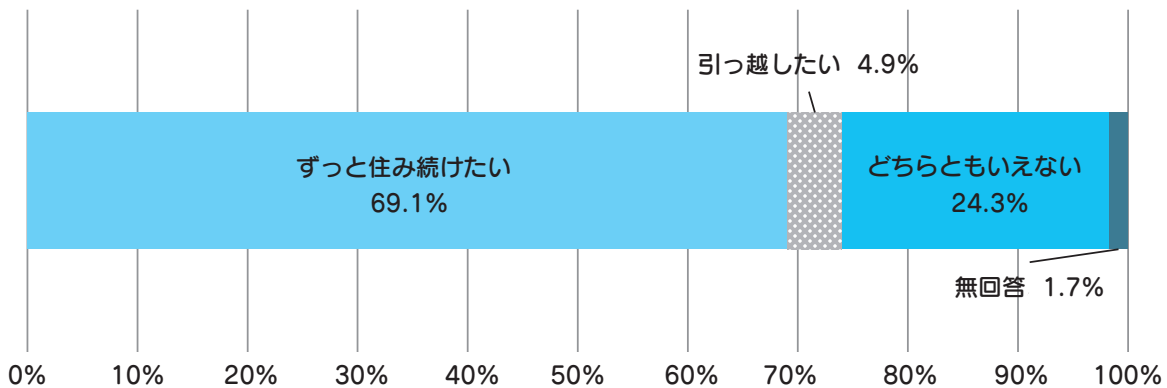
(4) 住みにくいと感ずる理由

「あまり住み良いとは言えない」又は「住みにくい」と回答した人に、住みにくいと感ずる理由を聞きました。回答者数は14人で、「買い物に不便」、「近所付き合いがしにくい」、「道路等の生活環境が整っていない」、「病院や福祉施設が少ない」、「交通の便が良くない」という回答が上位を占めています。



(5) 定住意向

定住意向については、回答者の69.1%の人が「ずっと住み続けたい」と回答しています。「引っ越したい」と回答した人は4.9%にとどまっています。



(6) 町政に対する評価（満足度・重要度）について

(ア) これまで進めてきた取組の評価（満足度）について

分野別の評価（満足度）の高い項目と低い項目は、下表に示すとおりです。下段等の数値は評価点であり、上限10点（大変良くなった）～下限-10点（大変悪くなった）となっています。

分 野	満足度上位3項目		
	1 位	2 位	3 位
① 豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり	循環型社会 3.34	水環境 3.25	上水道 3.12
② 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり	生涯学習 2.96	芸術・文化活動 2.27	生涯スポーツ 2.2
③ やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり	医 療 2.61	子育て支援 2.58	健康づくり 2.46
④ 活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり	農 業 0.97	水産業 0.58	林 業 0.32
⑤ 人々の英知で支える自主自立のまちづくり	広域行政 2.39	町民への情報提供 1.66	町民主体のまちづくり 1.26

分 野	満足度下位3項目		
	1 位	2 位	3 位
① 豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり	公共交通 0.46	土地利用 0.64	公 害 1.31
② 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり	国際理解教育 1.23	家庭教育 1.51	青少年教育 1.53
③ やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり	社会保障 0.76	障がい者福祉 1.33	高齢者福祉 1.55
④ 活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり	観 光 -0.3	工 業 -0.3	商 業 0.07
⑤ 人々の英知で支える自主自立のまちづくり	男女共同参画 0.69	行政改革 0.71	財政運営 0.74

(イ) これから進めていく上での期待（重要度）について

分野別の重要度の高い項目は、下表に示すとおりです。下段等の数値は評価点であり、上限10点（大変重要）となっています。

分 野	重要度上位3項目		
	1位	2位	3位
① 豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり	防災・消防・救急 6.41	上水道 5.86	防犯・交通安全 5.82
② 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり	学校教育 5.53	家庭教育 4.53	青少年教育 4.13
③ やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり	医 療 6.23	高齢者福祉 5.67	子育て支援 5.59
④ 活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり	農 業 4.73	商 業 4.11	林 業 3.85
⑤ 人々の英知で支える自主自立のまちづくり	広域行政 5.37	財政運営 4.6	町民への情報提供 4.19

地区別では、全分野の中で以下の項目の重要度が高くなっています。

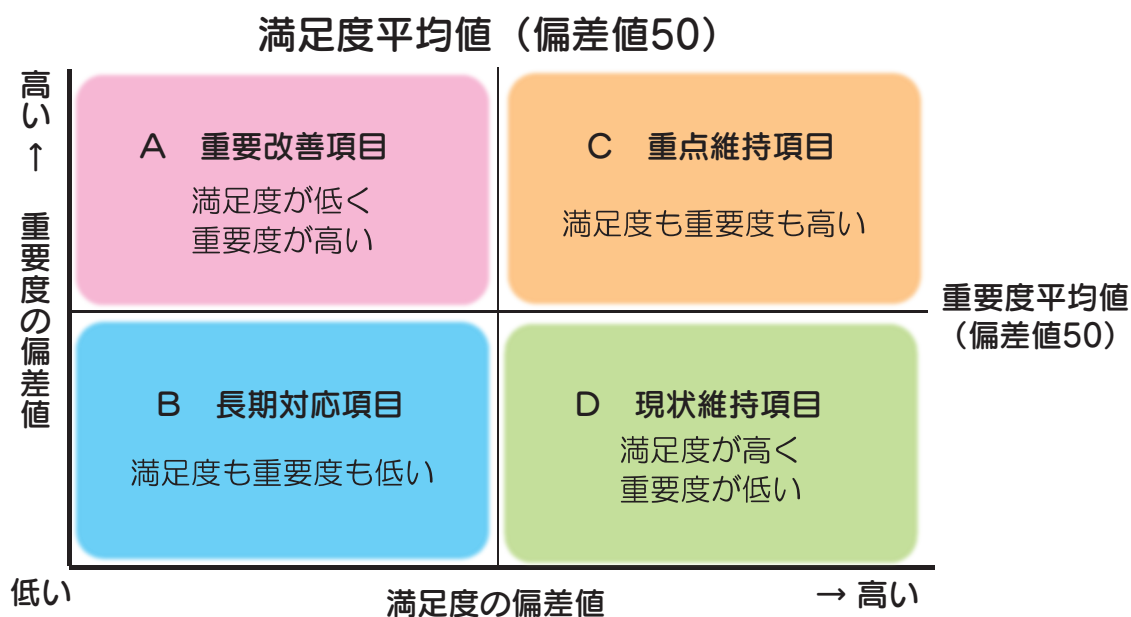
地 区	地区別の全分野の中の重要度上位3項目					
	1位		2位		3位	
1地区	防犯・交通安全	6.67	防災・消防・救急	6.61	医 療	6.51
2地区	防災・消防・救急	6.64	医 療	6.38	高齢者福祉	6.27
3地区	医 療	6.18	公 害	6.08	循環型社会	5.95
4地区	防犯・交通安全	6.58	医 療	6.14	防災・消防・救急	6.05
5地区	水環境	6.88	防災・消防・救急	6.67	循環型社会	6.25
6地区	防災・消防・救急	6.40	防犯・交通安全	6.21	医 療	6.07
7地区	防災・消防・救急	6.23	医 療	6.08	循環型社会	5.59
8地区	医 療	6.72	防災・消防・救急	6.47	上水道	6.38
9地区	防災・消防・救急	6.71	医 療	6.28	上水道	6.11

- 1地区 山王原・仲町
- 2地区 上米満・中米満・谷・櫛田
- 3地区 大鷲巣・高畑・寺柱・小鷲巣
- 4地区 梶山・田上
- 5地区 轟木・仮屋・大野・大八重
- 6地区 勝岡・前目・蓼池・餅原・三原
- 7地区 上新馬場・下新馬場・今市・中原・花見原
- 8地区 東原・稗田
- 9地区 東植木・西植木

(7) 町政に対する満足度と重要度

町政に対する評価と今後のまちづくりの取組を分析するに当たり、各取組項目の満足度や重要度の評価点の相関関係を明確にするため、評価点の偏差値を算出し、横軸に満足度の偏差値、縦軸に重要度の偏差値をとって、各項目の評価点をプロットし、平均値（偏差値50）を境として4つの領域に分類して分析しています。

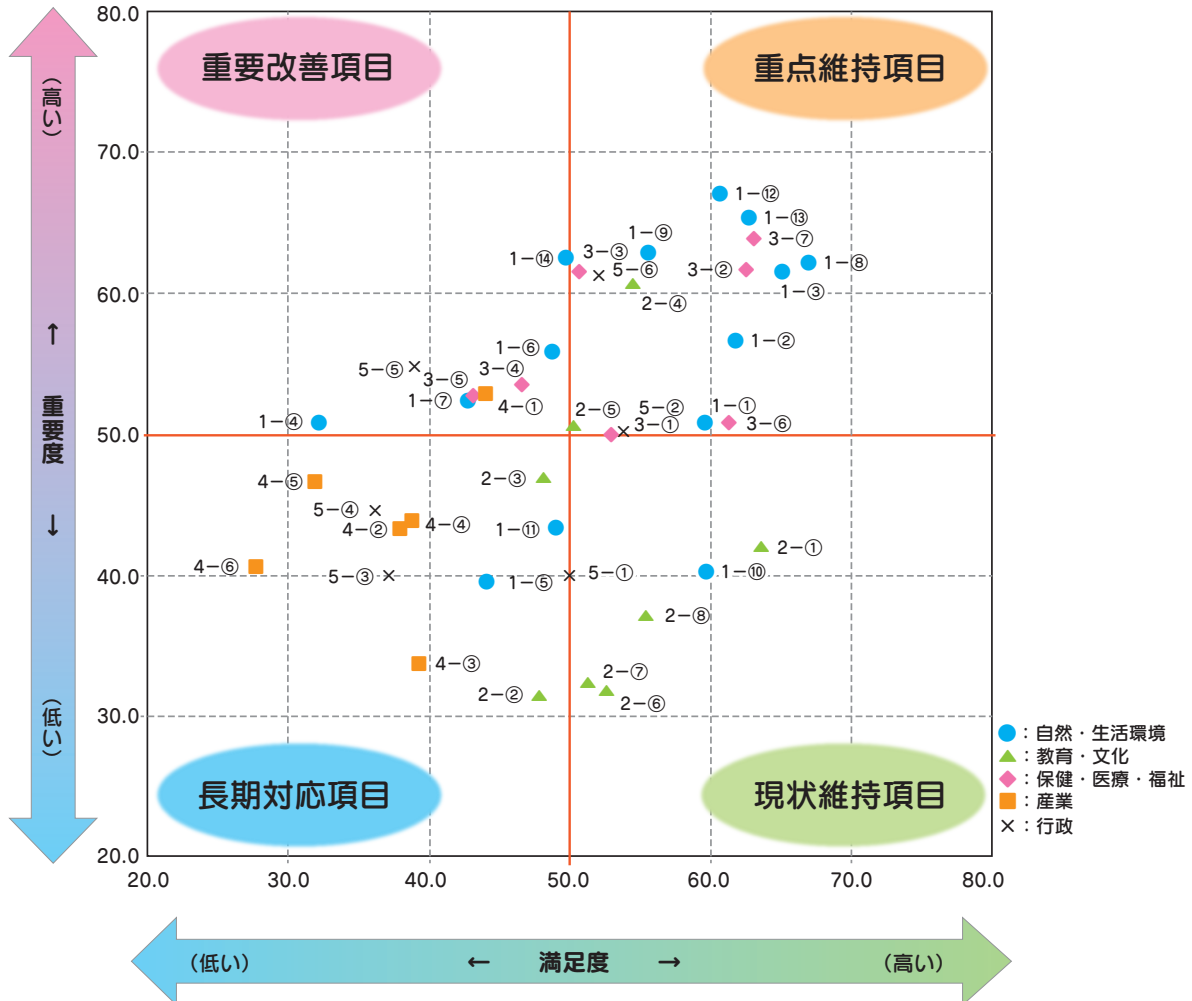
4つの領域は、下図に示すとおりです。



満足度と重要度の関係図

- | | |
|--------------------|--|
| A 重要改善項目の領域 | この領域は、最優先で改善しなければならない重要改善項目として捉えることができる。 |
| B 長期対応項目の領域 | この領域は、改善を図りながら推移を注目していく長期対応項目として捉えることができる。 |
| C 重点維持項目の領域 | この領域は、町民がおおむね満足している部分であり、引き続き重点的に維持していく項目として捉えることができる。 |
| D 現状維持項目の領域 | この領域は、このままの状態を保つ維持項目として捉えることができる。 |

町民が考える本町の最重要改善項目は3-③の「高齢者福祉」であり、そのほかには、1-⑭の「公害」、3-④の「障がい者・障がい児福祉」、3-⑤の「社会保障」等も重要改善項目としてあがっています。



●6地区の各取組項目における満足度及び重要度の評価点の偏差値

取組項目		満足度	重要度	取組項目		満足度	重要度
1 自然・生活環境	①自然環境	59.9	50.8	3 福祉・保健・医療	①地域福祉	53.2	50.0
	②水環境	61.8	56.7		②子育て支援	62.7	61.7
	③循環型社会	65.0	61.7		③高齢者福祉	50.6	61.8
	④土地利用	32.0	50.8		④障がい者・障がい児福祉	46.6	53.7
	⑤住宅・宅地	44.1	39.5		⑤社会保障	43.1	52.8
	⑥道路	48.8	55.8		⑥健康づくり	61.4	50.8
	⑦公共交通	42.6	52.4		⑦医療	63.1	64.0
	⑧上水道	66.9	62.1	4 産業	①農業	43.7	52.6
	⑨下水道・し尿処理	55.6	62.5		②林業	38.0	43.2
	⑩公園緑地	59.7	40.4		③水産業	39.4	33.8
	⑪情報通信	49.2	43.3		④商業	38.3	43.6
	⑫防災・消防・救急	60.4	67.0		⑤工業	32.0	46.6
	⑬防犯・交通安全	62.5	65.3		⑥観光	27.6	40.6
	⑭公害	49.6	62.2	5 行政	①町民主体のまちづくり	50.0	40.0
2 教育・文化	①生涯学習	63.6	42.0		②町民への情報提供	53.7	50.3
	②国際理解教育	47.9	31.6		③男女共同参画	37.1	39.9
	③青少年教育	48.2	46.9		④行政改革	36.1	44.7
	④学校教育	54.6	60.7		⑤財政運営	39.0	54.8
	⑤家庭教育	50.3	50.6		⑥広域行政	52.2	61.2
	⑥芸術・文化活動	52.7	31.9				
	⑦文化財の保護・伝統文化の継承	51.2	32.5				
	⑧生涯スポーツ	55.4	37.1				

※各取組項目の色付けは、上図の4つの領域に対応した色で行っています。

5. 第5次三股町総合計画後期基本計画の評価

(1) 調査方法

第5次三股町総合計画後期基本計画の主な取組概要について、「後期基本計画達成状況調査：施策振返シート」を作成し、自己点検と評価を行いました。

評価基準日は、平成28(2016)年4月から令和2(2020)年8月までの期間の評価となっています。

達成度については、以下の基準によりA～Eの5段階で評価しています。

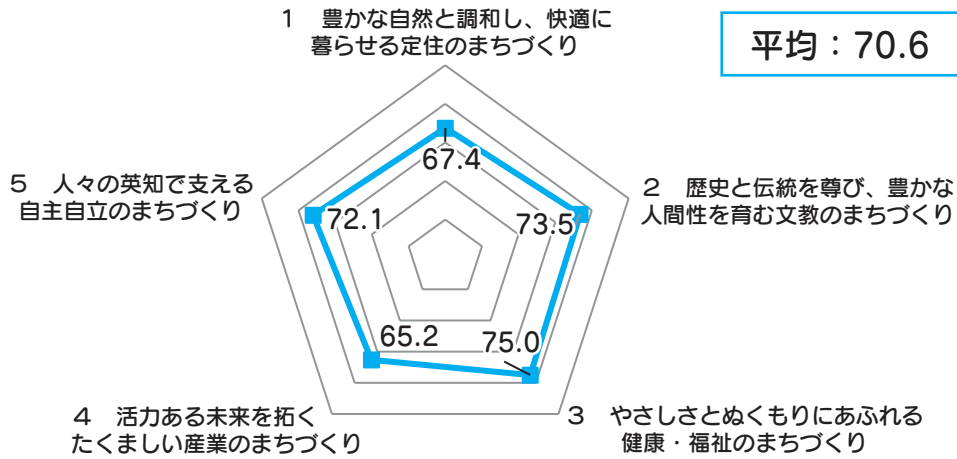
なお、施策内容によっては、評価の判断が困難なもの（意識の啓発など）や達成状況を把握しづらいものもありますが、今回の調査では、主な取組概要が及ぼす“効果”ではなく、“実施状況”（計画された施策内容の進捗具合、又はどの程度実施したか）を中心に主な取組概要を評価しています。

また、A～Eの5段階で評価した主な取組概要を下の表に合わせ指標化し、施策ごとに整理して平均点を出すことにより、各施策の進捗を表しています。

達成度	評価内容	達成状況
A	基本計画に掲げた施策内容を達成しました。 (ほぼ100%実施しました)	ほぼ100点
B	基本計画に掲げた施策内容をおおむね達成しました。 (75%程度実施しました)	75点程度
C	現在、施策内容の達成に向けて動いています。 (半分程度実施しました)	50点程度
D	現在、施策内容の達成に向けて動き始めています。 (着手し、動き始めることはできました)	25点程度
E	現在、ほとんど手をつけていません。 (着手することができませんでした)	0点

(2) 5つの基本方針の評価・達成状況

各基本方針の中の施策の評価結果の平均点は以下のとおりとなっています。

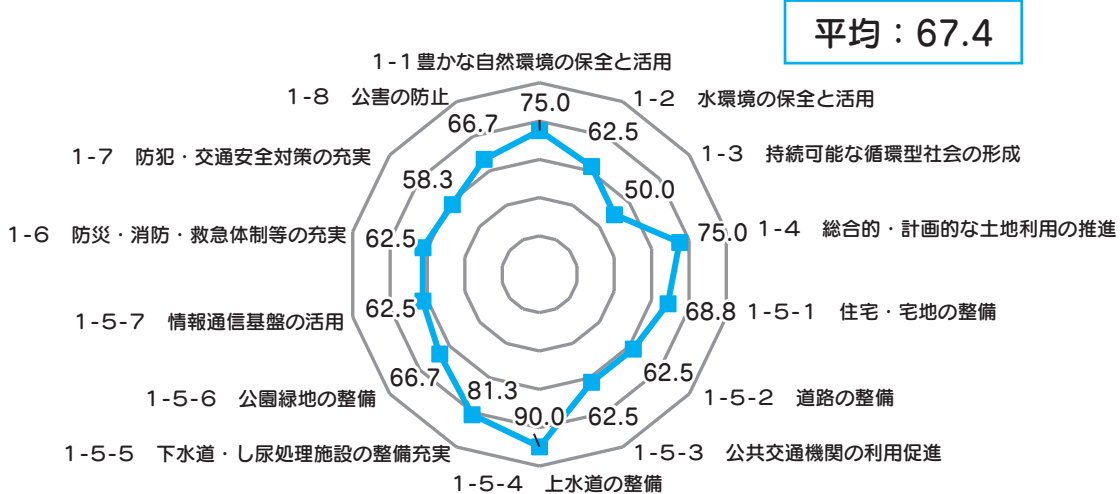


(3) 各施策の評価・達成状況

◆基本方針1 豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり

後期基本計画における基本方針1の「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」の現状の評価・達成状況は、平均67.4点とほかの2、3、5の基本方針と比較するとやや低いものとなっており、ここで掲げた施策のうち「1-3 持続可能な循環型社会の形成」(50.0点)が、平均を下げていることがその理由です。

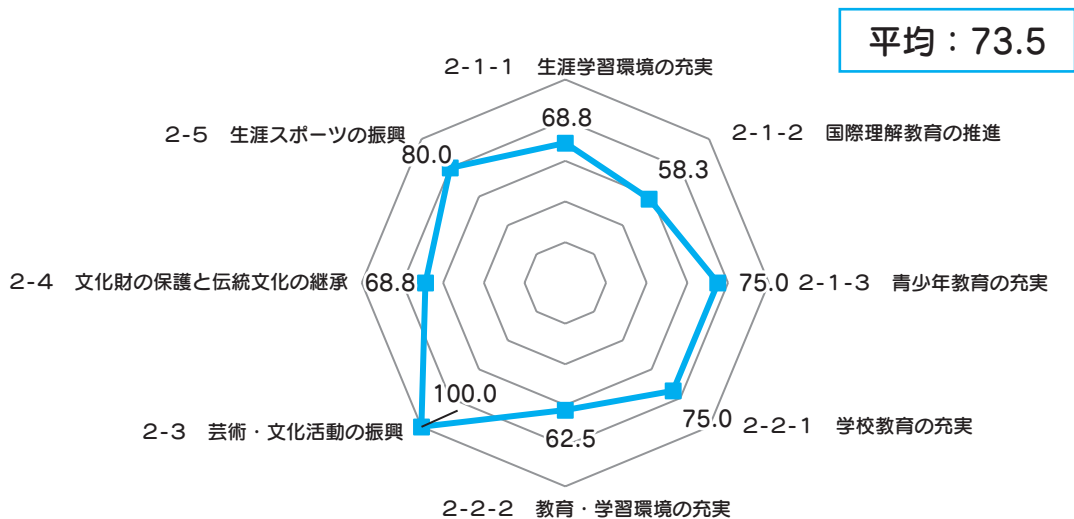
「1-5-7 情報通信基盤の活用」におけるICT関連技術に関しては、情報通信技術の進歩速度が極めて速いこともあり、多様化・複雑化する状況に対応が遅れていることが原因となっていることから、効果的・効率的な対応の検討が必要です。



◆基本方針2 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり

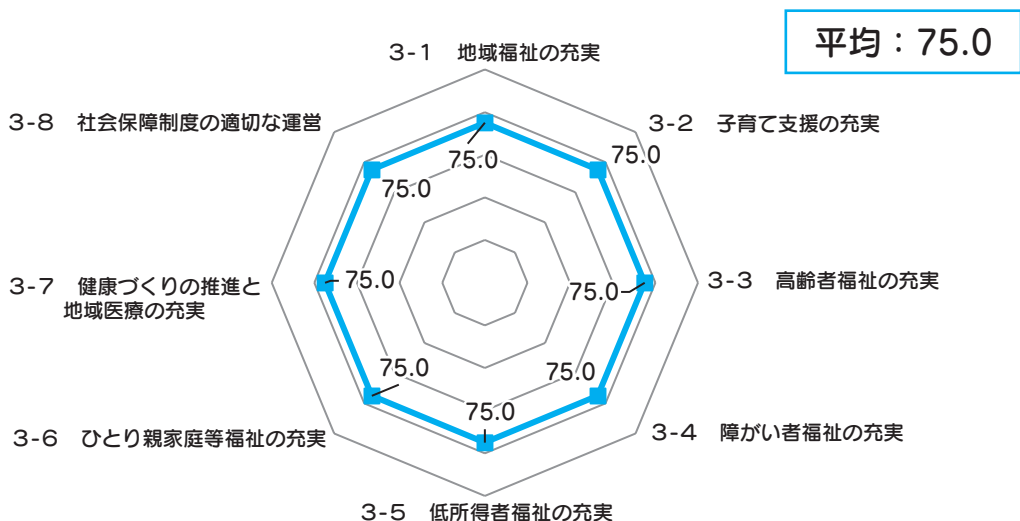
後期基本計画における基本方針2の「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」の現状の評価・達成状況は、平均73.5点と5つの基本方針の中では2番目に高いものとなっています。「2-3 芸術・文化活動の振興」(100点)をはじめ、「2-5 生涯スポーツの振興」(80.0点)、「2-1-3 青少年教育の充実」と「2-2-1 学校教育の充実」(ともに75.0点)など、高い数値が多くなっています。

「2-1-2 国際理解教育の推進」については、2つの施策で取組が達成度C(50点程度)となっており、課題が残る形となっています。



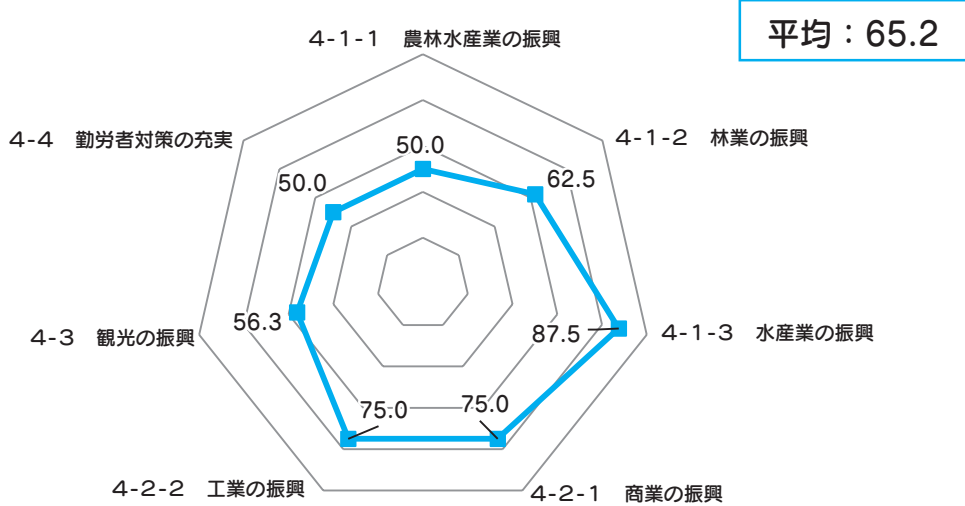
◆基本方針3 やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり

後期基本計画における基本方針3の「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」の現状の評価・達成状況は、平均75.0点となっています。また、すべてにおいても75.0点となっており、おおむね順調な達成度と考えます。



◆基本方針4 活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり

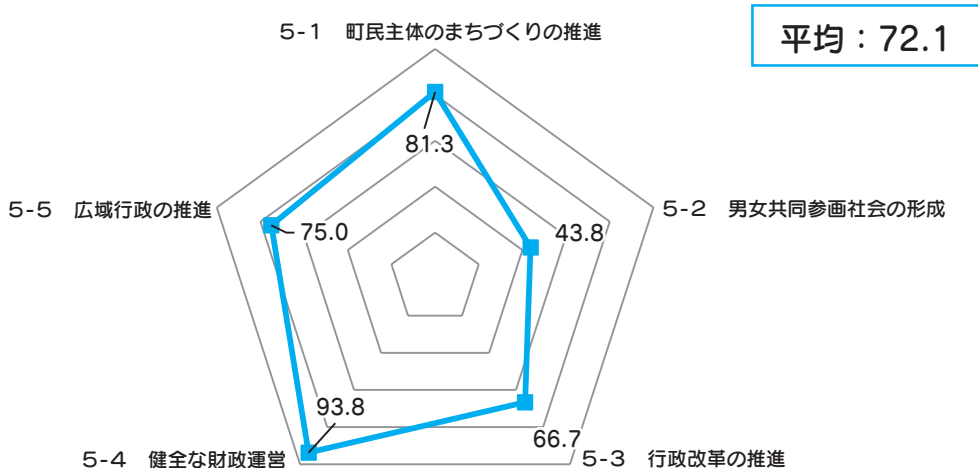
後期基本計画における基本方針4の「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」の現状の評価・達成状況は、平均65.2点となっています。ほかの基本方針の評価と比較して低いものとなっていますが、これは施策ごとに評価が分かれたためであり、平均点以下となっているのは、「4-1-1 農林水産業の振興」(50.0点)、「4-1-2 林業の振興」(62.5点)、「4-3 観光の振興」(56.3点)、「4-4 勤労者対策の充実」(50.0点)となっています。



◆基本方針5 人々の英知で支える自主自立のまちづくり

後期基本計画における基本方針5の「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」の現状の評価・達成状況は、平均72.1点となっています。「5-4 健全な財政運営」(93.8点)が最も高く、「5-1 町民主体のまちづくりの推進」(81.3点)もほかの施策と比較して高い数値になっています。

一方で、特に低い達成度となっているものは、「5-2 男女共同参画社会の形成」(43.8点)の施策となっています。今後は、「男女共同参画社会の形成」の推進が課題となっています。



第3章 まちづくりの課題

1. 三股町の特性と課題

(1) 特性

本町は、恵まれた立地条件や豊かな自然環境、良好な居住環境、食料生産機能など、多様な特性・資源を有する発展の可能性の高いまちです。

今後のまちづくりにおいて、生かすべき本町の主な特性・資源は、以下のとおりです。

① 花と緑と水が美しい豊かな自然環境

本町は、九州山地の高峰、高千穂峰をはるかに西に望み、東は鰐塚山系に囲まれ、鰐塚山、雪が峰、柳嶽、東嶽の4つの峰が連なる豊かな自然環境を有しています。

また、鰐塚山系から湧き出る清冽な水が河川となって町内を流れ、水田をうるおしています。

さらに、宮崎を代表するつつじの名所・椎八重公園やしあくなげの森、上米公園等の花の名所も点在しており、花と緑と水が美しい豊かな自然に包まれたまちといえます。

② 鹿児島県に近く都城市に隣接する暮らしやすいまち

本町は、鹿児島県に近く都城市にも隣接しており、その恵まれた立地条件から都城市のベッドタウンとしての宅地開発が進み、これに伴い人口も大幅に増加してきました。

近年、本町では人口増加の鈍化はみられるものの、道路網をはじめ、文化・スポーツ施設、公園・緑地等の整備充実により、豊かな自然環境や田園風景と都市空間とがバランスよく調和し、暮らしやすいまちとして発展を続けています。

③ 独自のまちづくりを展開するまち

平成の大合併においても、本町は単独町政を自ら選択し、自主自立の道を歩むこととしました。

これにより、地域の歴史・文化・伝統の保全・継承が期待されるとともに、町民のニーズに対応したきめ細かな行政や福祉等の行政サービスの維持が図られ、さらには、効率的な自治体経営や地域の創意工夫による総合的・一体的なまちづくりが進められています。

④ 質の高い農畜産物を生産する農業が盛んなまち

本町の基幹産業は農畜産業であり、温かな気候と肥沃な土壌が生み出す農畜産物の品質は高く評価されています。特に、肉用牛、ブロイラー、ひな、サトイモ、原料用カンショ（焼酎用）、ラッキョウの生産が盛んです。

また、希少な国産ごま「みまたんごま」の特産化に取り組んでおり、「金」、「黒」、「白」の3種のごまが町内外から大好評を博しています。

さらに、日本最南端の「どぶろく特区⁷」としても脚光を浴びており、町内では、どぶろくの製造をはじめ、ごまやどぶろくを活用した特産品の開発も進められています。

⑤ 文教精神が息づく文教のまち

本町は、明治初期に都城地頭として赴任してきた三島通庸が町の基礎を築き、教育の振興にも尽力したため、「文教のまち」としての精神が醸成され、現在も、あいさつの徹底などの文教精神が脈々と受け継がれています。

まちづくりは人づくりといわれるように、自分たちのまちの将来を自分たちで切り拓く人材を育成していくことが、まちづくりの重要なポイントでもあります。

本町には、文教のまちとしての歴史と伝統を踏まえ、明日の三股を担うたくましい若者を育成する土壌が備わっているといえます。

⑥ 豊かな伝統・文化を継承するまち

本町には多種多様な文化財が存在し、そのうち重要なもの5件を町の文化財に指定しており、今後とも保存・整備が必要とされています。また、馬踊りや棒踊り等、多くの郷土芸能が継承されており、次世代へと受け継がれていくよう、映像等による記録保存を行うとともに、保存団体の支援を行っています。

また、こうした歴史的背景の中で、都城大弓、ごったん、手打ち刃物などの伝統工芸が今日も継承され、国や県の伝統的工芸品にも指定されています。

このような歴史や伝統文化は、今日の人々の暮らしの中にしっかりと溶け込むとともに、まちの背景に厚みと深みをもたらし、本町の大きな魅力となっています。

⑦ 子育てしやすく教育環境の充実したまち

核家族化の増加などにより親の就労形態の多様化が進み、保育需要の増大や家庭教育のあり方など、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。

合計特殊出生率の低下傾向が予測される中、本町では子ども医療費の助成や子育て世代からの相談・支援体制の充実に取り組むなど、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを育てることができる環境が整っています。

また、小・中一貫教育として「あいさつの徹底」や「無言清掃」、「郷土学習の充実」に取り組むとともに、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校と連携し、発達段階に応じて15年間を見据えた一貫性のある教育を推進するなど、心豊かな人間性と確かな学力を身につけることができる教育環境が充実しています。

7 どぶろく特区：年間の醸造見込量が酒税法で定めた最低6キロリットルに満たなくても、特区内の農業者が自家産米で仕込み、自ら経営する宿泊施設などで提供する場合は、酒造りの免許が取得できる。2003年から始まった制度。

(2) まちづくりの主要課題

本町の現状や特性、踏まえるべき時代の潮流等を勘案し、本町がさらに発展していくための主要な課題を整理すると以下のとおりです。

「時代の潮流」とは、本町を取り巻く社会・経済環境において、取り組まなければならない政策的課題を含む時代の大きな変化要因を指します。この内容は、今後10年間の町政において無視できない課題であるとともに、町民の生活を考えるときに対応を求められるものです。

このような「時代の潮流」は、次の8つのキーワードにまとめることができます。この8つのキーワードに対応するために、持続可能な開発目標（SDGs）や Society5.0 という視点も踏まえ、総合計画の策定及び実施計画である具体的施策や事業への反映を行います。

① 安心・安全・快適に暮らせる災害に強い防災基盤の充実

本町は、町民が安心・安全・快適に暮らせるまちとして、大規模災害対策の充実を図る上では、町民の避難場所・避難所又は防災活動の拠点を確認することが非常に重要であり、想定される災害応急活動の内容等に応じた機能を複合的に有する、「防災拠点」としての公共・公用施設整備の充実が必要です。

過去の地震や豪雨による大規模災害では、市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等がみられたことから、本町では、非常用電源の整備や、多様な手段による速やかな被害情報の収集・発信の確保を図る必要があります。

② 移住・定住促進のための良好な居住環境整備の促進

本町の人口構成は、平成27（2015）年時点での高齢人口比は25.8%、年少人口比は16.9%となっていますが、町民の町外就業や若年層の町外流出が進んでいます。

今後はさらに少子高齢化が進み、総人口の本格的な減少期が到来することが予想されることから、まちの活力維持のためには、人口の維持と移住・定住促進を図る必要があります。

このような中、令和2（2020）年に民間企業が実施した移住ランキングにおいて、本町は子育て環境や治安などが評価され、宮崎県で1位、九州地域では8位にランクインされました。

今後とも、本町の強みを生かし、魅力的でいつまでも住み続けたい居住環境づくりや安心・安全基盤の整備を推進するとともに、都城広域定住自立圏構成市とも連携し、様々な媒体を活用しながら本町の魅力を広く発信することにより、若者や子育てファミリー世代等の移住・定住促進を図っていく必要があります。

③ 中心市街地の活性化と広域ネットワークによるまちの均衡ある発展

本町では、都城市に近い西側地域においては都市化が進み、人口も増加していますが、三股駅周辺地域から東側の地域については、既存商店街の空洞化や町民の高齢化が進んでおり、また、山間部においては過疎化や高齢化が顕著で、人口の偏在化も進んでいます。

そのため、まちの均衡ある発展とさらなる飛躍を支える生活基盤整備を推進するとともに、各種交通機関の結節点や交流拠点の整備に取り組み、五本松団地跡地の活用を含めた中心市街地の活性化など、それぞれの地域特性に応じた均衡ある発展を図る必要があります。

④ 地場に根差した足腰の強い自立した産業基盤の確立

これまで雇用を生み出してきた「製造業」や「卸売業、小売業」の就業者人口は、年々減少傾向にあり、まちの活力の維持・向上を図るためには、まち全体の総合的発展の基盤である産業の活性化が必要です。

特色ある農畜産業のまちとしての特性や資源や恵まれた立地条件を最大限に活用し、農畜産業の高度化や商工業の振興等、各産業の連携・融合による地場産品の高付加価値化（ブランド化）、6次産業⁸化による販売力の強化に取り組むことにより、本町ならではの特色ある自立した産業の確立を目指していくことが望まれます。

⑤ 少子高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実

少子高齢化やライフスタイルの変化などに伴い、町民の保健・医療・福祉に対するニーズは増大・多様化しています。また、少子高齢化は人口減少だけにとどまらず、地域コミュニティの維持にも影響を及ぼします。

そのため、保健・医療・福祉の連携をさらに強化しながら、町民の健康づくりや町民との協働による地域福祉体制づくり、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくり、高齢者や障がい者の介護・自立支援の環境づくりを推進し、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりを目指していくことが求められています。

⑥ 次世代に引き継ぐ自然環境の保全と循環型社会の形成

本町は、鰐塚山や長田峡、沖水川に代表される自然の宝庫であり、これらは町民の生活にうるおいを与え、本町の魅力的な資源となっていることから、今後も大切に保存していく必要があります。


また、限りある資源を守るためにも、地域が一体となって循環型社会の構築を目指す取組を行い、環境と調和した持続可能なまちづくりを推進していくことが重要となります。

⑦ 協働のまちづくりと行財政改革の継続的推進

国、地方の厳しい財政状況や地方分権・地域主権の動きがある中、自主自立のまちづくりや、住民自治に基づく個性豊かな地域づくりが求められています。

このため、これまで進められてきた多様な町民活動を一層促進しながら、町民と行政とのパートナーシップを強化していくとともに、地域コミュニティの育成や地域自治組織の充実に努め、協働のまちづくりや住民自治の地域づくりを一層推進していく必要があります。

8 6次産業：農業や水産業などの1次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態のこと。



また、今後も本町を取り巻く財政環境は厳しさを増していくと予測される中、行財政改革を継続的に推進し、財政の健全化を図るとともに、効果的・効率的な行財政システムの構築を図る必要があります。

⑧ 未来の郷土を担う人材の育成

少子高齢化・人口減少や急速な技術革新、グローバル化が進行する中、本町が将来にわたって自立し、元気あふれるまちであるためには、地域の担い手となる将来世代の育成・確保が最も重要な課題です。

子どもたちが自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、人生の基礎となる生きる力や確かな学力を育み、郷土に対する愛着と誇りをもち、新しい価値を創造する知恵、変化や困難に挑戦する心と行動力を身につけた、未来の三股町を担う人材を持続的に育成することが必要です。

(3) 新たな取組 SDGs と Society5.0

① SDGs の実現に向けた取組の推進

◆ SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs は、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的な取組として推進するものであり、その多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決にも貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。以上のことから、第6次総合計画においても、SDGs の実現に向けた取組を推進します。



◆総合計画における SDGs との関連性

総合計画における各基本目標と実施計画は SDGs 実現に向けた取組の推進に資するものであることから、P36で17のゴールを解説し、P40以降で施策体系と17のゴールとの関連性を整理しています。

◆参考：世界レベルで目指す持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール

開発目標			
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>①あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>⑩国内及び国家間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>②飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>⑪都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>⑫持続可能な消費と生産パターンを確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>④すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>⑬気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>⑤ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（自律的に行動する力の醸成）を図る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>⑭海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>⑥すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>⑮陸上生態系の保護、回復ならびに持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>⑦すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>⑯持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>⑧すべての人々のために持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および適切な雇用に推進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>⑰持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>⑨包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>		

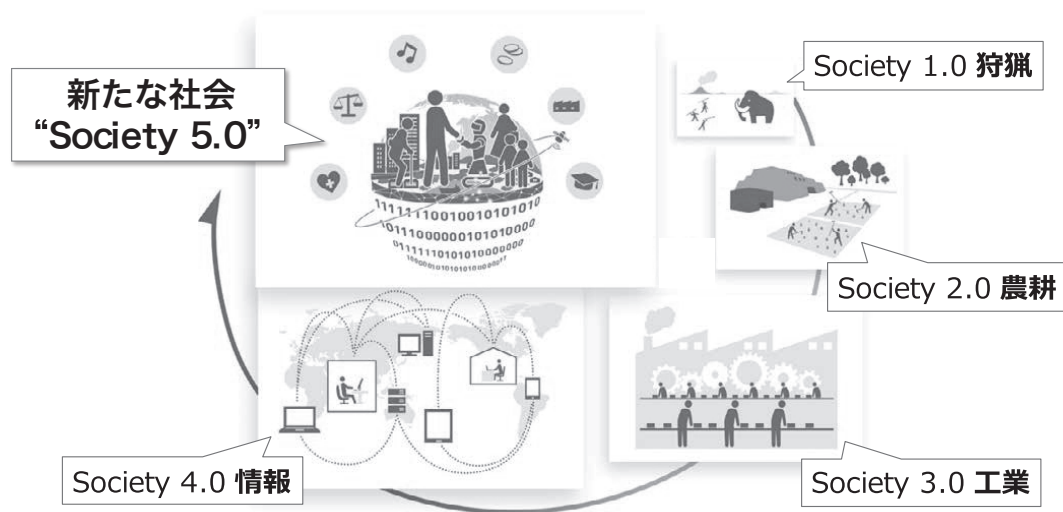
② Society5.0を活用した施策事業

◆ Society5.0 (ソサエティ5.0) とは

サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語などによる格差なく、多様なニーズや潜在的なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで、経済的発展と社会課題の解決を両立し、一人ひとりが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会のことを指します。

Society5.0とは

サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、
経済発展と社会的課題の解決を両立する、
人間中心の**社会 (Society)**



【内閣府作成】

◆ 総合計画における Society5.0との関連性

総合計画における各基本目標と施策、事業の達成に向けて、Society5.0の技術を活用することを前提とすることから、Society5.0の活用事例と各基本目標及び各施策との関連性を確認します。

第4章 基本構想

1. まちづくりの基本目標

(1) まちの将来像

本町は、霧島山系を眺望する都城盆地の南東に位置し、鰐塚山系の緑豊かな山々と鰐塚山に源を発する多くの清流など、豊かな自然に囲まれ、四季折々の花が咲く美しいまちです。

また、温暖な気候と豊かな水、肥沃な土壌からは、高品質な農畜産物が生産され、畜産を主体とした農業のまちとしての地位を築いているほか、都城市への隣接性など、良好な利便性をもった住み良いまちとして発展を遂げてきました。

こうした中で、近年の厳しい経済情勢や少子高齢化の進行、毎年頻発する自然災害、未曾有の感染症等は、本町においても厳しい対応を余儀なくされていますが、本町は地方分権という中で自主自立の道を選択し、種々の改革に取り組んでいます。

自立への道は、決して平坦な道ではなく、町民と行政がより一層協働し持続的な発展を可能とするまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、まちづくりの基本理念に基づきながら、本町の将来の姿を次のように展望します。

自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股

本町は、時代の大波の中にあって、いにしえから受け継いできた伝統文化やかけがえのない自然を大切にしながら、本町のもつ潜在力を町民の英知と創意で引き出し、活力と魅力にあふれ、自立したまちを目指します。

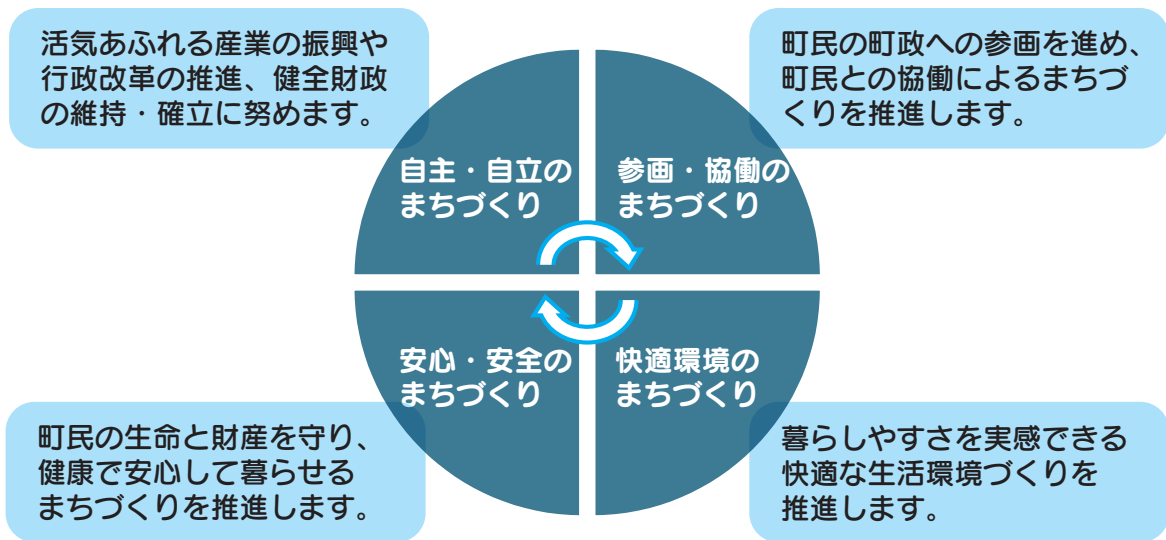
また、田園や里山が醸し出すのどかさや都市的な利便性を合わせもった環境のもとで、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、健康で心豊かにいきいきと働き、誰もが幸せを実感でき、元気にあふれ、住んで良かったと誇れるまちを築き上げていきます。

(2) まちづくりの基本理念

「まちの将来像」を実現するため、まちづくりの基本理念を次のように設定します。

まちづくりの担い手である町民、行政、議会、町長等がそれぞれの役割と責務を果たし、「**自主・自立**」の精神をもちながら、「**参画・協働**」の関係構築を強化し、「**快適環境**」を創造することにより「**安心・安全**」のまちづくりを目指します。

また、町民が主体的にまちづくりを進め、行政が加わることでまちの発展をなめらかに加速させ住み良いまちを実現させます。そのために、町民や行政がまちの【将来像】を理解し、それぞれの経験・知識を生かせるよう基本目標を各分野で定め、施策を実行します。



2. まちづくりの基本方針

(1) 豊かな自然と共生し、安全で快適に暮らせる定住のまちづくり

本町の自然を未来に引き継ぐため、環境基本条例に基づく自然環境の保全や、町民総参加のごみの減量化運動などを展開し、環境への負荷が少なく、自然と調和したまちづくりを推進します。

良質な住宅地の確保や快適な居住環境整備、良好な景観の保全、災害対策の強化など、住み良い魅力ある定住環境づくりを推進するとともに、五本松団地跡地の活用を含めた中心市街地の活性化など、それぞれの地域特性に応じた均衡ある発展を図ります。

ICTの急速な進展等に伴う社会情勢の変化に対応するため、町民の生活に軸足をおいたデジタル・ガバメント⁹の推進やデジタル社会を支える情報環境の整備充実を図ります。

【関連施策】環境・居住・景観・安心・安全



(2) 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性と創造力を育む文教のまちづくり

小・中一貫教育の実施やICT教育¹⁰の推進など、文教のまちにふさわしい学校教育の充実や教育環境の整備を進めるとともに、生涯学習、生涯スポーツの振興を図ります。

郷土に伝わる歴史的遺構の保全と伝統文化を継承するとともに、伝統・文化を通して郷土に愛着と誇りをもつ児童の育成や心豊かな人を育むまちづくりを推進します。

【関連施策】教育・文化



9 デジタル・ガバメント：官民協働を軸として、デジタル技術を活用しながら行政サービスの見直しを行い、行政のあり方そのものを変革すること。

10 ICT教育：パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法のこと。

(3) やさしさとめぐりにあふれ、みんなが支え合う生涯健康・福祉のまちづくり

すべての町民が生涯を通して健康で幸せな生活を送ることができるよう、きめ細かな保健・医療・福祉施策を推進します。

子育て支援や高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域内の支え合いを基軸とした、心の通い合う福祉のまちづくりを目指します。

【関連施策】保健・医療・福祉



(4) 活力ある未来を拓く、持続可能で強靱な産業のまちづくり

基幹産業である農畜産業の振興を図るとともに、食を中心とした1次、2次、3次産業の連携強化と一体的な振興に努めます。

地場産業の育成をはじめとした雇用の場の確保や就業機会の拡充、消費者購買力の町外流出抑制など、地域産業の活力増強を目指します。

【関連施策】産業・雇用



(5) 人々の英知と努力、協働で創る自主自立のまちづくり

地域の特性に合わせた町民主体のまちづくりの推進を目的に制定した「まちづくり基本条例」を踏まえ、町民のまちづくりへの積極的な参加を促進し、町民の英知と創意工夫による活力あるまちづくりを進めます。

町民と行政のパートナーシップを確立し、町民の視点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携等に取り組み、自主自立のまちづくりを推進します。

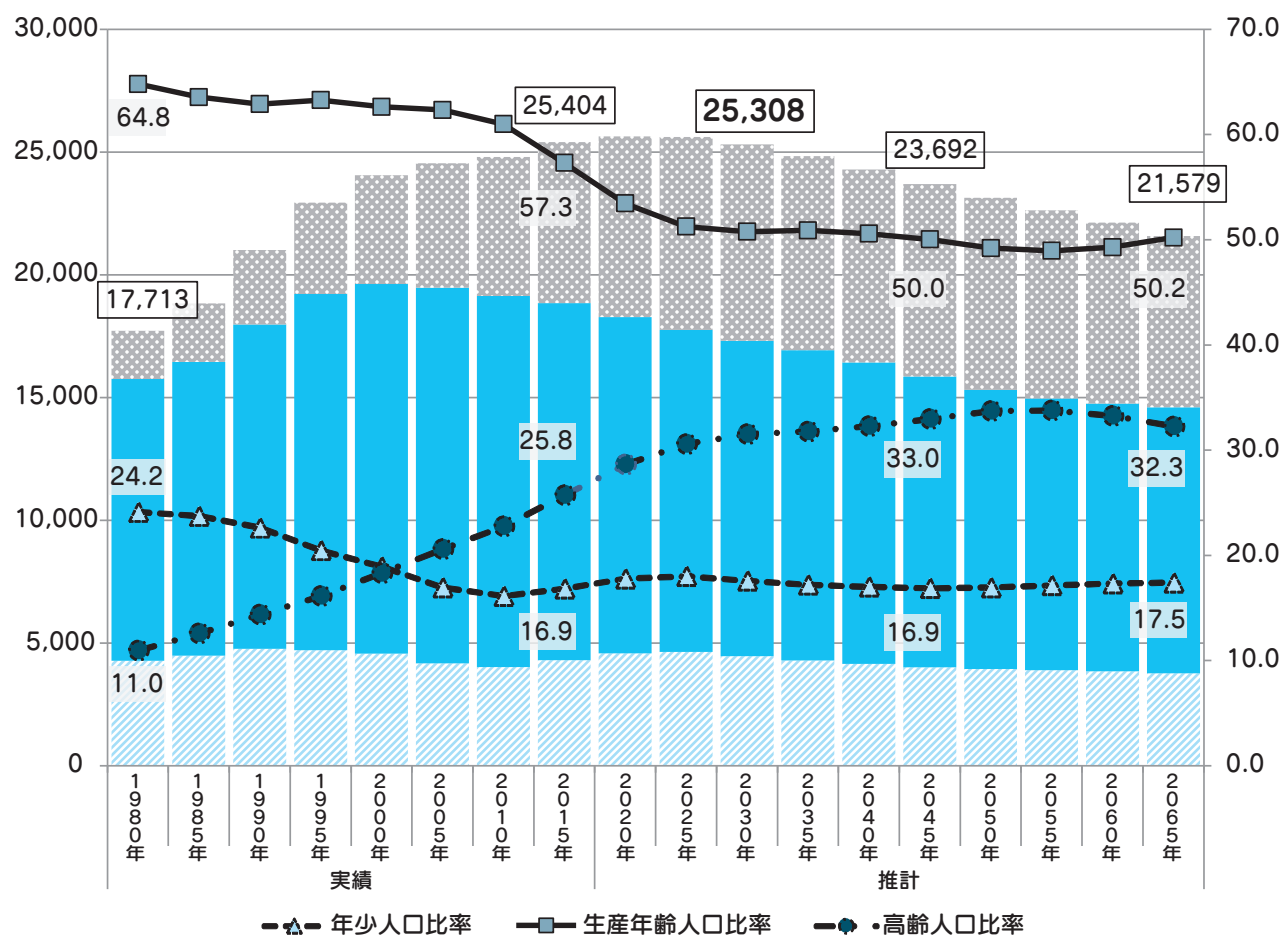
【関連施策】協働・行革



3. まちづくりの基本指標（人口の目標）

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえながら、「第2期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における三股町人口ビジョンを策定し、令和12（2030）年の目標人口を25,308人としました。

三股町 人口の将来展望（年齢3区分別人口及び割合）





第5章 施策の大綱

将来像

自立と協働が織り

基本目標

1 豊かな自然と共生し、安全で快適に暮らせる定住のまちづくり

2 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性と創造力を育む文教のまちづくり

共通の基本理念 : 自主・自立のまちづくり 参画・協働のまちづくり

施策

1 豊かな自然の適正管理と活用

1 未来を創造する生涯学習社会の確立

2 水資源の保全・有効活用と河川環境づくりの推進

3 持続可能な循環型社会の形成

2 学校教育の充実と地域人材の育成

4 総合的・計画的な土地利用の推進

5 快適な環境で安心して暮らせる生活基盤の整備

3 芸術・文化活動の振興

6 安心・安全で豊かさを実感できるデジタル社会の推進

7 防災・消防・救急体制等の充実

4 文化財の保護と伝統文化の継承

8 防犯力の向上と交通安全対策の充実

9 良好な生活環境の保全

5 生涯スポーツの振興

なす元気あふれるまち三股

3 やさしさとぬくもりにあふれ、みんなが支え合う生涯健康・福祉のまちづくり

4 活力ある未来を拓く、持続可能で強靱な産業のまちづくり

5 人々の英知と努力、協働で創る自主自立のまちづくり

快適環境のまちづくり

安心・安全のまちづくり

1 地域福祉の充実

2 子育て支援の充実

3 高齢者福祉の充実

4 障がい者福祉の充実

5 生活困窮者福祉の充実

6 ひとり親家庭等福祉の充実

7 健康づくりの推進と地域医療体制の維持

8 社会保障制度の適切な運営

1 農林水産業の振興

2 商工業の振興

3 観光の振興

4 勤労者対策の充実

1 町民と行政との協働によるまちづくりの推進

2 男女共同参画社会の形成

3 行政改革の推進

4 健全な財政運営の推進

5 広域的な交流・連携の推進

